第３次
加東市配偶者等暴力（ＤＶ）対策基本計画

令和５年３月
加　東　市

はじめに

配偶者等からの暴力（ＤＶ）は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、決して許されるものではありません。

また、ＤＶが子どもの面前で行われた場合、子どもの人格形成や心身の成長に深刻な影響を及ぼすことからも、その根絶を目指していく必要があります。

さらに、新型コロナウイルス感染症等の影響による生活環境の変化により、ＤＶ被害の潜在化や深刻化も懸念され、暴力の根絶に向けてはいまだ多くの課題があります。

加東市におきましては、平成３１年３月「第２次加東市配偶者等暴力（ＤＶ）対策基本計画」を策定し、配偶者等からの暴力（ＤＶ）の根絶と被害者の安全確保や自立に向けた支援に取り組んでまいりました。近年、相談内容が複雑多様化してきており、関係機関と連携しながら、被害者の立場に立った切れ目ない支援が、これまで以上に重要であると考えております。

このような現状を踏まえ、このたび「第３次加東市配偶者等暴力（ＤＶ）対策基本計画」を策定いたしました。本計画では、加東市配偶者暴力相談支援センターを中心に、更なる相談支援体制の充実と相談窓口の周知に努め、従来からの取組を一層推進するとともに、ＳＮＳを活用した新たな啓発方法の検討など、若年層への意識啓発や相談しやすい環境整備に努めてまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、多大なご尽力をいただきました加東市配偶者等暴力対策基本計画策定委員会委員のみなさまをはじめ、貴重なご意見を頂戴いたしました全てのみなさまに心からお礼申し上げます。

令和５年３月

加東市長　岩根　正

目　次

第１章　計画策定の趣旨 …… 1
　１．計画策定の目的 …… 1
　２．定義 …… 1
　３．計画の位置づけ …… 1
　４．計画の期間 …… 1
　５．計画策定の背景 …… 2
　　（１）国際社会の動向 …… 2
　　（２）国の動き …… 2
　　（３）兵庫県の動き …… 4
　　（４）本市の動き …… 5
第２章　本市のＤＶを取り巻く現状 …… 6
　１．本市のＤＶ相談の状況 …… 6
　　（１）相談件数の推移 …… 6
　　（２）一時保護・保護命令の状況 …… 7
　２．第２次計画の取組状況 …… 8
　　（１）相談体制の充実 …… 8
　　（２）被害者の安全確保 …… 8
　　（３）被害者の自立支援と生活再建の支援 …… 9
　　（４）ＤＶを許さない意識づくりの推進 …… 9
　　（５）支援体制の充実 …… 10
　３．ＤＶに関する意識と実態 …… 11
　　（１）調査の実施概要 …… 11
　　（２）調査の結果概要 …… 12
第３章　施策の基本的な考え方 …… 26
　１．計画の基本方針 …… 26
　２．施策の重点目標 …… 26
　３．施策の方向性 …… 27
　　（１）相談体制の充実 …… 27
　　（２）被害者の安全確保 …… 27
　　（３）被害者の自立支援と生活再建の支援 …… 27
　　（４）ＤＶを許さない意識づくりの推進 …… 28
　　（５）連携体制の充実 …… 28
　４．計画の体系 …… 29

第４章　具体的施策…… 30
基本目標Ⅰ　相談体制の充実…… 30
施策の基本的方向１．相談窓口体制の周知と充実 …… 30
施策の基本的方向２．相談員等の資質向上…… 31
基本目標Ⅱ　被害者の安全確保…… 32
施策の基本的方向１．緊急時における安全確保…… 32
施策の基本的方向２．被害者の情報の保護…… 33
施策の基本的方向３．保護命令等の情報提供と申立にかかる手続きの支援 …… 33
基本目標Ⅲ　被害者の自立支援と生活再建の支援…… 34
施策の基本的方向１．被害者の自立と生活再建に向けた支援…… 34
施策の基本的方向２．被害者の子どもへの支援…… 35
基本目標Ⅳ　ＤＶを許さない意識づくりの推進 …… 37
施策の基本的方向１．ＤＶ防止に向けた市民・事業所等への啓発…… 37
施策の基本的方向２．子ども・若者に対する予防啓発と相談体制の充実…… 38
施策の基本的方向３．ＤＶに関する調査研究 …… 39
基本目標Ⅴ　連携体制の充実 …… 40
施策の基本的方向１．庁内連携体制の整備…… 40
施策の基本的方向２．関係機関との連携体制の強化 …… 40
施策の基本的方向３．支援を担う人材の育成 …… 41
第５章　計画の推進及び評価 …… 42
１．計画の推進体制の整備 …… 42
（１）市の推進体制 …… 42
（２）国・県等、関係機関との連携の推進…… 42
（３）ＤＶ防止と被害者支援の充実に向けた調査研究…… 42
２．計画の進捗管理と数値目標…… 43
（１）計画の進捗管理…… 43
（２）数値目標…… 43
資料編 …… 44
１．関係法令…… 44
２．加東市配偶者等暴力対策基本計画策定委員会設置要綱 …… 52
３．加東市配偶者等暴力対策基本計画策定委員会名簿 …… 53
４．第３次加東市配偶者等暴力（ＤＶ）対策基本計画策定経過…… 54
５．用語解説…… 55

※説明が必要な言葉には「＊（アスタリスク記号)」を付けています。資料編に用語解説を掲載しておりますので、ご参照ください。

第１章　計画策定の趣旨

１．計画策定の目的

配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス*、以下「ＤＶ」という。）は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、決して許されるものではありません。ＤＶは外部からその発見が困難な家庭内で行われることが多いため、潜在化しやすく、しかも当事者がＤＶ被害者（以下、「被害者」という。）または加害者（性別は問わない。以下同じ。）であることの意識が薄い傾向にあります。このため、周囲が気づかないうちに暴力がエスカレートし、被害が深刻化しやすいという特性があり、被害者の救済が困難な状況にあります。

被害者の多くは女性であり、その背景には性別による固定的な役割分担意識や経済力の格差等があると言われています。男女が社会のパートナーとして様々な分野で活躍する男女共同参画社会*を実現するためには、市民一人ひとりがＤＶは誰にでも起こりうる問題であるという認識を持ち、ＤＶを容認しない社会環境づくりが求められています。

さらに、新型コロナウイルス感染症の拡大による生活不安やストレス、外出自粛による在宅時間が増加したことなどによりＤＶの問題が浮き彫りとなっています。

この度、現行計画の期間が満了することから、本市におけるこれまでの取組の成果や課題、社会情勢の変化を踏まえ、より一層のＤＶ対策を推進するため、「第３次加東市配偶者等暴力（ＤＶ）対策基本計画」（以下「本計画」という。）としての改定を行います。

２．定義

本計画における「ＤＶ」とは、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律*」（以下「ＤＶ防止法」という。）に規定する配偶者（事実婚、元配偶者も含む）からの暴力、また、生活の本拠を共にする交際相手（元交際相手も含む）からの暴力に加え、生活の本拠を共にしていない交際相手（元交際相手も含む）からの暴力も対象としています。

３．計画の位置づけ

本計画は、ＤＶ防止法第２条の３第３項の規定に基づく計画であり、国が示す「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」に即し、かつ、「兵庫県ＤＶ防止・被害者保護計画」を勘案し、本市においてＤＶ対策に取り組むための指針とするものです。

４．計画の期間

本計画の期間は、2023（令和５）年度から 2027（令和９）年度までの５年間とします。

ただし、関連法の改正や社会情勢の変動を踏まえ、必要に応じて見直すものとします。

５．計画策定の背景

（１）国際社会の動向

○ＤＶを含む女性に対する暴力に関する国際的な取組は、国連を中心として女性の人権擁護や男女平等の取組の中で取り上げられてきました。2010（平成 22）年には、国連で国連女性機関（UN Women）が発足し、「女性・女児に対する差別の撤廃」、「女性のエンパワーメント」、「ジェンダー平等の達成」を達成の目標として取組を行っています。また、2015（平成 27）年には国連サミットにおいて「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択され、「持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）」が掲げられました。ＳＤＧｓは、「17 の目標」と「169 のターゲット（具体目標）」から構成されており、中でも目標５「ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る」において、女性に対する差別、暴力、有害な慣行に終止符を打ち、介護や家事などの無償労働を認識・評価し、意思決定における参加とリーダーシップの機会を確保し、性と生殖に関する健康及び権利への普遍的アクセスを保証するための様々なターゲットを掲げています。

○新型コロナウイルスの発生以降、ロックダウンによる窮屈で閉塞的な住環境の下、安全・健康・金銭面の不安が家庭内の緊張感や重圧を増幅させる中で、女性に対する暴力、特にＤＶの報告件数が増えている国があります。2020（令和２）年４月には、国連女性機関（UN Women）が「COVID-19 と女性・女児に対する暴力」の報告書を公表しました。この報告書では、新型コロナウイルスの蔓延により増加する、女性と女児に対する暴力に関するデータを紹介するとともに、政府・国際機関・市民社会を含むすべてのセクターに向けて、女性・女児に対する暴力対策のために追加で財源を割り当て、証拠・データに基づいた措置をとること、暴力にさらされる女性への支援を強化すること、女性を政策変容・解決手段・復興の中心に置き、女性の声が反映されるようにすることなどの措置をとるよう提言しています。

（２）国の動き

○国は、ＤＶ防止及び被害者の保護を図ることを目的として、2001（平成 13）年４月に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」を制定（2001（平成 13）年 10 月施行）し、ＤＶを防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図ることを、国及び地方公共団体の責務としました。

○2004（平成 16 年）５月のＤＶ防止法の改正（2004（平成 16）年 12 月施行）では、保護命令の対象を元配偶者に拡大するとともに、被害者の子への接近禁止命令制度の創設や、退去命令の期間を２か月に延長するなどの改正が行われました。

○2007（平成 19 年）７月のＤＶ防止法の改正（2008（平成 20）年１月施行）では、生命・身体に対する脅迫を受けた被害者が、配偶者から受ける身体に対する暴力により、その生命または身体に重大な危害を受けるおそれが大きい場合や、被害者の親族等も保護命令の対象となるなど、さらに保護命令制度*の拡充が図られるとともに、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針」が策定され、市町村においては「基本計画の策定」及び「適切な施設で配偶者暴力相談支援センター*の機能を果たすようにする」ことが努力義務とされました。

○2013（平成 25）年７月のＤＶ防止法の改正（2014（平成 26）年１月施行）では、適用対象を拡大するため、生活の本拠を共にして交際をする関係にある相手からの暴力及びその被害者について、この法律を適用することとなりました。

○2014（平成 26）年 11 月に「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律」や 2017（平成 29）年６月に「ストーカー行為等の規制等に関する法律」の施行など、関連する法律の整備も進みました。

○2019（令和元）年６月のＤＶ防止法の一部改正を含む「児童虐待*防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」の改正（2020（令和２）年４月施行）では、児童虐待防止対策及び配偶者からの暴力を受けた被害者の保護対策の強化を図るため、児童虐待と密接な関連があるとされる被害者の適切な保護が行われるよう、相互に連携・協力すべき関係機関として児童相談所が追加され、法文上にも明確化されました。

○性犯罪・性暴力は、被害者の尊厳を著しく踏みにじり、心身に長期にわたり重大な悪影響を及ぼすものであり、その根絶に向けた取組と被害者支援は喫緊の課題であるため、国は、2020（令和２）年６月に「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」を決定し、2020（令和２）年度から 2022（令和４）年度までの３年間を性犯罪・性暴力対策の「集中強化期間」として、被害者支援や教育・啓発等を柱として、実効性のある取組を速やかに進めていくことを示しました。

○2022（令和４）年５月に成立した「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（2024（令和６）年４月施行）は、売春を行うおそれのある女子の保護更生を行う「売春防止法」から脱却し、「困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るため、支援のための施策を推進し、もって人権が尊重され、及び女性が安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現に寄与すること」を目的としています。

年	国の動き
1999（平成 11）年	「男女共同参画社会基本法」交付、施行
2000（平成 12）年	「男女共同参画基本計画」策定 「ストーカー行為等の規制等に関する法律」策定
2001（平成 13）年	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（ＤＶ防止法）」施行
2002（平成 14）年	「配偶者暴力相談支援センターに関する規定」施行
2004（平成 16）年	ＤＶ防止法改正
2005（平成 17）年	「男女共同参画基本計画（第２次）」策定
2007（平成 19）年	ＤＶ防止法改正
2010（平成 22）年	「第３次男女共同参画基本計画」策定
2013（平成 25）年	ＤＶ防止法改正
2014（平成 26）年	「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律（リベンジポルノ防止法）」施行
2015（平成 27）年	「第４次男女共同参画基本計画」策定
2017（平成 29）年	「改正ストーカー規制法」全面施行
2019（令和元）年	ＤＶ防止法の一部改正を含む「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」改正
2020（令和２）年	「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」決定
2022（令和４）年	「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」成立

（３）兵庫県の動き

○兵庫県においては、2006（平成 18）年４月に、被害者の安全を確保するとともに、被害者が自らの意思で生活基盤を回復できるよう支援することを基本として、被害の予防、被害者の早期発見、相談、保護、自立支援、支援体制の整備を柱とする各般の施策を総合的に推進するため、「兵庫県配偶者等からの暴力対策基本計画」が策定されました。

○ＤＶ防止法の改正法が 2008（平成 20）年１月に施行されたことに伴い、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」が改定されたことを踏まえ、2009（平成 21）年４月に「兵庫県配偶者等からの暴力対策基本計画」（第２期計画）が策定されました。

○ＤＶ防止法の改正法が 2014（平成 26）年１月に施行され、法律の適用対象を生活の本拠を共にする交際関係にある相手からの暴力及びその被害者に拡大するとともに、法律の名称が「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改められたこと等を踏まえ、計画名を「ＤＶ防止・被害者保護計画」と改称し、2014（平成 26）４月に第３期計画として策定されました。

○2019（平成 31）４月には「ＤＶ防止・被害者保護計画」（第４期計画）として計画の改定が行われ、各施策の拡充が図られています。

年	兵庫県の動き
2001（平成 13）年	「兵庫県男女共同参画計画－ひょうご男女共同参画プラン 21-」策定
2006（平成 18）年	「兵庫県男女共同参画計画－ひょうご男女共同参画プラン 21-後期実施計画」策定 「兵庫県配偶者等からの暴力対策基本計画」策定
2009（平成 21）年	「兵庫県配偶者等からの暴力対策基本計画」（第２期計画）策定
2010（平成 22）年	「大学生向けデートＤＶ防止啓発パンフレット」作成
2011（平成 23）年	「兵庫県男女共同参画計画－新ひょうご男女共同参画プラン 21-後期実施計画」策定
2014（平成 26）年	「兵庫県ＤＶ防止・被害者保護計画」（第３期計画）策定
2016（平成 28）年	「ひょうご男女いきいきプラン 2020（第３次兵庫県男女共同参画計画）」策定
2019（平成 31）年	「兵庫県ＤＶ防止・被害者保護計画」（第４期計画）策定
2021（令和 ３）年	「ひょうご男女いきいきプラン 2025（第４次兵庫県男女共同参画計画）」策定

（4）本市の動き

○本市においては、2009（平成 21）年４月に「加東市男女共同参画プラン」を策定し、男女共同参画を推進していくための４つの基本目標のひとつである「人権尊重と男女共同参画の意識づくり」に向けて、女性のための相談の実施、若年層へのデートＤＶ*防止授業等に取り組んできました。

○2014（平成 26）年４月に「第２次加東市男女共同参画プラン」を策定し、女性と男性がお互いの人権を尊重しつつ、対等に責任を分かち合い、個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現をめざして取り組んできました。

○2014（平成 26）年４月に「加東市配偶者等暴力（ＤＶ）対策基本計画」を策定し、本市のＤＶ被害の現状や課題を踏まえ、暴力を許さない社会づくりやＤＶ防止に向けた啓発を進めるとともに、関係機関と連携し、被害者の安全確保や自立に向けた支援等、被害者の視点に立った切れ目のない支援を実施してきました。

○2017（平成 29）年４月に「加東市配偶者暴力相談支援センター」を開設し、被害者の身近な相談窓口を明確化し、相談体制の充実を図っています。

○2019（平成 31）年３月に「第３次加東市男女共同参画プラン」を策定し、すべての市民にとって住みやすいまちの実現に向けて男女共同参画意識の啓発や協働のまちづくりを推進しています。

○2019（平成 31）年４月に「第２次加東市配偶者等暴力（ＤＶ）対策基本計画」を策定し、これまでのＤＶ防止に関する取組を一層推し進め、ＤＶの根絶と被害者の自立支援に向けた施策の充実を図ってきました。

年	本市の動き
2009（平成 21）年	「加東市男女共同参画プラン」策定
2014（平成 26）年	「第２次加東市男女共同参画プラン」策定 「加東市配偶者等暴力（ＤＶ）対策基本計画」策定
2017（平成 29）年	「加東市配偶者暴力相談支援センター」開設
2019（平成 31）年	「第３次加東市男女共同参画プラン」策定 「第２次加東市配偶者等暴力（ＤＶ）対策基本計画」策定

第２章　本市のＤＶを取り巻く現状

１．本市のＤＶ相談の状況

（１）相談件数の推移

本市における相談延件数は増加傾向にありましたが、2018（平成 30）年度以降は減少傾向となり、2021（令和３）年度は 123 件となっています。

兵庫県の市町における相談延件数は減少傾向から 2020（令和２）年度は増加に転じましたが、2021（令和３）年度には再び減少し、12,805 件となっています。

兵庫県関係機関における相談件数は増加傾向から 2020（令和２）年度は減少に転じましたが、2021（令和３）年度には再び増加し、3,550 件となっています。

配偶者暴力支援センターにおける相談件数（全国）は増加傾向で推移しており、2021（令和３）年度は 122,478 件となっています。

警察における配偶者等からの暴力相談件数は、兵庫県警察本部・警察庁ともに増加傾向で推移しており、2021（令和３）年度で兵庫県警察本部は 3,631 件、警察庁は 83,042 件となっています。

ＤＶ相談件数の推移　　単位：件

		2017（H29）年度	2018（H30）年度	2019（R1）年度	2020（R2）年度	2021（R3）年度
加東市	相談延件数	194	206	127	111	123
兵庫県	市町における相談延件数	12,812	12,705	12,304	14,029	12,805
兵庫県関係機関※1における相談件数		2,618	2,985	3,402	3,284	3,550
配偶者暴力支援センターにおける相談件数	全国	106,110	114,481	119,276	129,491	122,478
警察における配偶者等からの暴力相談件数※2	兵庫県警察本部	3,380	3,453	3,465	3,617	3,631
	警察庁	72,455	77,482	82,207	82,643	83,042

※１　兵庫県関係機関とは、兵庫県女性家庭センター、兵庫県立男女共同参画センター、兵庫県中央こども家庭センター等

※２　警察における件数は各年中

資料：兵庫県「令和３年度　県内におけるＤＶ相談等の状況について」、警察庁「令和２年度におけるストーカー事案及び配偶者からの暴力事案等への対応状況について」、内閣府男女共同参画局「令和２年度　配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数等」

（２）一時保護・保護命令の状況

一時保護*件数の推移をみると、本市では０～２件の概ね横ばいで推移しています。兵庫県では減少傾向にあり、2021（令和３）年度は 81 件となっています。

一時保護件数の推移

単位：件

	2014（H26）年度	2015（H27）年度	2016（H28）年度	2017（H29）年度	2018（H30）年度	2019（R1）年度	2020（R2）年度	2021（R3）年度
加東市	2	0	1	2	0	2	2	0
兵庫県	194	174	145	136	115	106	85	81

資料：兵庫県「令和３年度　県内におけるＤＶ相談等の状況について」、福祉総務課調べ

保護命令件数の推移をみると、本市では 2015（平成 27）年度、2017（平成 29）年度、2020（令和２）年度に１件となっています。兵庫県では 100 件前後で増減を繰り返しています。

保護命令件数の推移

単位：件

	2014（H26）年度	2015（H27）年度	2016（H28）年度	2017（H29）年度	2018（H30）年度	2019（R1）年度	2020（R2）年度	2021（R3）年度
加東市	0	1	0	1	0	0	1	0
兵庫県	123	110	102	109	86	113	103	98

※兵庫県の数値は、兵庫県警に通知があったものであり、各年中の件数を示している。

資料：兵庫県警「ストーカー・ＤＶ白書」、福祉総務課調べ

２．第２次計画の取組状況

（１）相談体制の充実

①相談窓口体制の周知・充実

○パープルリボンキャンペーンとして商業施設等で啓発グッズの配布を行いました。2020（令和 2）年度から 2021（令和 3）年度までは、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、公共機関の窓口や商業施設に啓発グッズを設置し、女性への暴力の根絶と相談窓口について周知を行いました。
○広報紙や市ホームページに掲載、加東市内の病院や図書館等の公共施設で案内チラシを設置、児童館の掲示板に案内ポスターを貼り、相談窓口の周知を図りました。

②相談員等の資質向上

○相談員等に対して、研修に参加できる機会をつくり、相談員の資質向上を図りました。

（２）被害者の安全確保

①緊急時における安全確保

○警察や関係機関と連携し、一時保護所の入所に必要な貴重品や内服薬、生活必需品の確保を支援し、一時保護所までの同行を支援しました。

②被害者の情報の保護

○「住民基本台帳事務における支援措置」の申出を受ける際には、事務処理マニュアルに基づき、十分な聞き取りや確認の上、処理を行いました。
○マイナンバー等の個人情報の取扱いは細心の注意を払い、被害者の安全の確保に努めました。
○被害者の安全確保の観点から「住民基本台帳における支援措置」について、手続き等の情報提供を行いました。
○被害者及び子どもの安全を確保するため、把握した情報を管理するとともに、情報の取扱いや対応方法について担当部署内で共有を図りました。

③保護命令等の情報提供と申立にかかる手続きの支援

○被害者には、保護命令制度についての情報提供を行い、被害者の安全確保に努めました。
○保護命令を申し立てる際は、裁判所や検察庁までの同行支援を実施し、被害者の安全を確保するとともに、被害者の精神的負担を軽減しました。

（３）被害者の自立支援と生活再建の支援

①被害者の自立に向けた支援

〇被害者の自立に向けて、司法手続きの相談を必要とする場合には、法テラス等相談機関の情報を提供しました。
〇戸籍の届出や住民票の異動届出に対して指導や助言を行い、相談機関についての情報提供を行いました。
〇乳幼児健診や相談、教室の場で対象となる方について、相談窓口の周知、情報提供を行いました。

②被害者の子どもへの支援

〇保育所、認定こども園等の入所や就学援助等の手続きについての情報提供を行い、入所や進学の手続きを支援しました。
〇要保護児童対策地域協議会*の実務者会議に加東市配偶者暴力相談支援センターの相談員が委員として参画し、支援児童の情報共有と支援方針について協議しました。
〇生後４か月までに訪問が未実施の家庭（出生後早期に転出、長期里帰り、自宅改築中）について、全員の状況把握を行い、適切に対応しました。
〇児童生徒の困りごとを尋ねるアンケートを定期的に実施し、内容に対して、学級担任を中心に教育相談を行い、子どもの心の安定を図ることができました。担任は、困りごとを一人で抱え込まず、ベテラン教員や管理職等と連携して、問題解決できる体制を全学校で整えました。
〇子どもの状況を把握し、関係機関との連携により継続的に子どもを見守りました。

（４）ＤＶを許さない意識づくりの推進

①ＤＶ防止に向けた市民・事業所等への啓発

〇ＤＶ防止啓発のリーフレットを医療機関や公共施設に設置し、ＤＶについて正しい理解を深めるとともに、相談窓口についての周知を図りました。また、市立中学校（３校）でのデートＤＶ防止授業でＤＶ被害者サポートカードを配布しました。

②子ども・若者に対するデートＤＶ防止の教育・啓発

〇市立中学校（３校）を対象にデートＤＶ防止授業を実施し、自分が加害者にも被害者にもならないようデートＤＶの理解を深めることができました。
〇道徳授業での思いやりや相互理解等の道徳的価値を理解し、自身の生き方について考える学習や、特別活動の仲間と協力して行事等に取り組む体験を通じて、自分も相手も大切にする心を育むことができました。
〇市立中学校（３校）におけるデートＤＶ防止授業及び担当部署による街頭啓発活動の実施に加え、青少年センターに協力して、ハラスメント防止にかかる啓発を行いました。

③ＤＶに関する調査研究

〇災害対応マニュアル等にＤＶ対応についての内容を盛り込む検討を行うために、情報収集を行いました。
〇災害時のＤＶ相談者の支援マニュアルを検討するため、参考資料の情報収集を行いました。

（５）支援体制の充実

①庁内支援体制の整備

〇ＤＶ被害者支援対応マニュアルの更新を行い、ＤＶの正しい認識と被害者への適切な対応ができる環境を整えました。
〇加東市ＤＶ防止ネットワーク会議を開催し、被害者への対応について共通認識を持ち、庁内の支援体制を整えました。

②関係機関との支援体制の強化

〇被害者や子どもの安全の確保と生活再建を支援するため、兵庫県女性家庭センター*や警察等と連携し、被害者の意思に沿った家庭への支援を実施しました。
〇被害者が転出・転入する際は、被害者の安全を確保するため、他市の配偶者暴力相談支援センター等と連携し、支援を実施しました。
〇被害者と子どもが社会で孤立しないよう、民間の支援団体の情報提供を実施しました。

③支援を担う人材の育成

〇被害者に対して、支援団体の情報提供等を行いました。
〇職員に対する研修を実施しました。

３．ＤＶに関する意識と実態

（１）調査の実施概要

市民のＤＶに関する実態、意識、意向を把握し、本計画の策定の基礎資料とすることを目的として、2021（令和３）年度に「ＤＶに関する市民意識調査」を実施しました。

①調査概要

調査対象	市　民：加東市在住の 18 歳以上の方を無作為抽出 高校生：加東市内の高等学校に在籍する生徒
対象者数	市　民：4,000 人 高校生：700 人
抽出方法	住民基本台帳より無作為抽出
調査方法	郵送による配布・回収及びＷＥＢによる回答
調査期間	2021（令和３）年９月１日～2021（令和３）年９月 16 日 （ＷＥＢ調査は９月 17 日まで）

②回収状況

	発送数	有効回収数	有効回答率
市　民	4,000 票	1,557 票	38.9%
高校生	700 票	559 票	79.9%

●調査結果の表示方法について

・回答は各質問の回答者数（ｎ）を基数とした百分率（%）で示してあります。また、小数点以下第２位を四捨五入しているため、内訳の合計が 100.0%にならない場合があります。
・複数回答が可能な設問の場合、回答者が全体に対してどのくらいの比率であるかという見方になるため、回答比率の合計が 100.0%を超える場合があります。
・本文中の「国調査」は、内閣府「令和２年度男女間における暴力に関する調査」を表します。

（２）調査の結果概要

①ＤＶ（ドメスティック・バイオレンス）の認知状況

ＤＶ（ドメスティック・バイオレンス）の認知度は、60 歳代以下で 95%以上となっており、ＤＶという言葉が浸透していることがうかがえます。

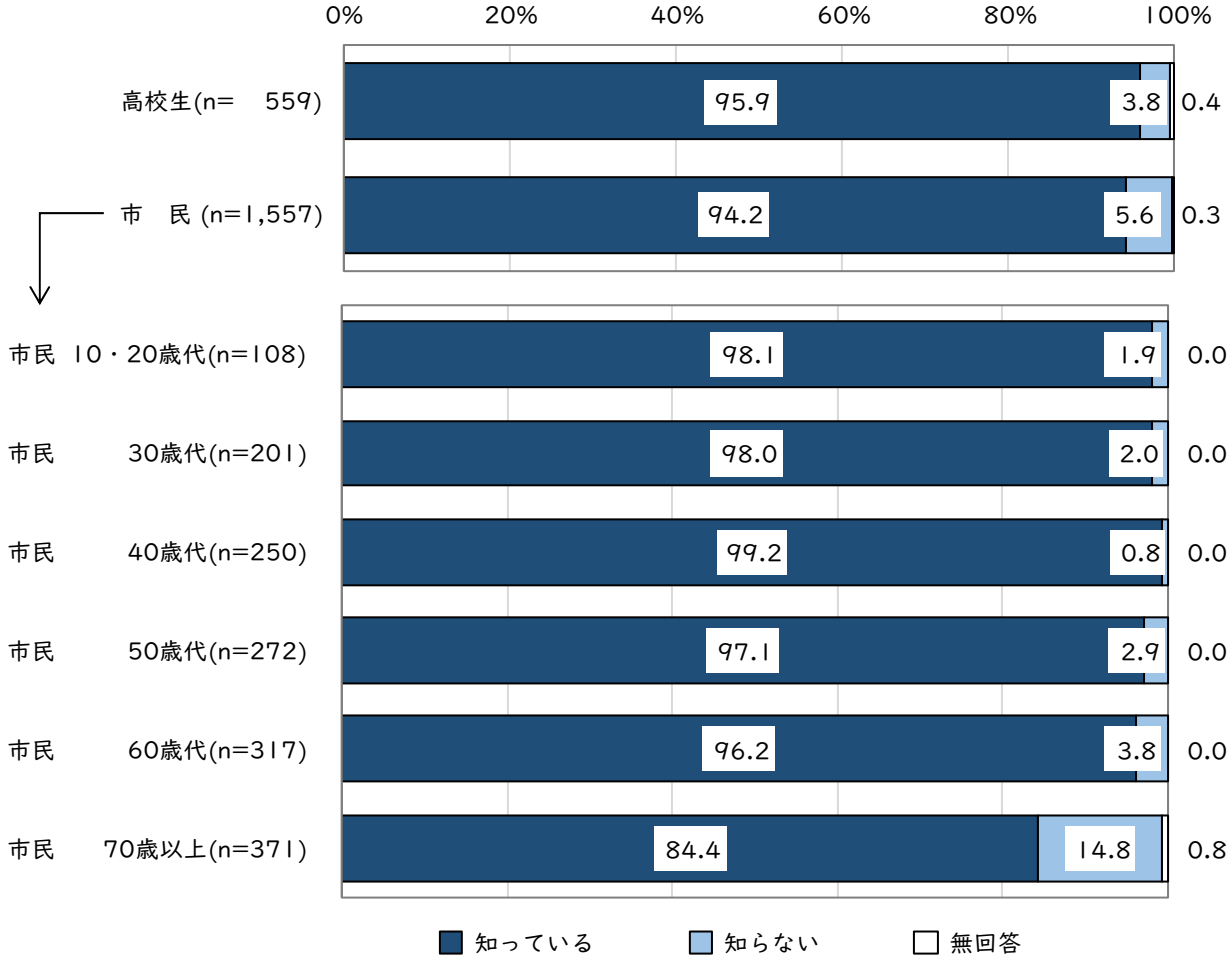

また、ＤＶを知っている人に、ＤＶの内容について理解しているかを尋ねたところ、「理解している（他人に説明できる）」では、高校生が 79.1%、市民が 86.8%となっています。

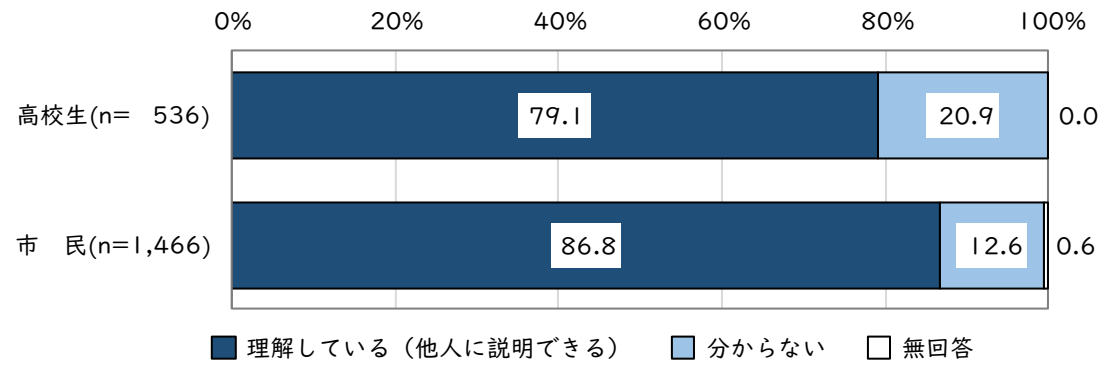

②デートＤＶの認知状況

デートＤＶの認知度は、若年層が約７割（高校生が 68.5%、市民 10・20 歳代が 65.7%）となっており、ＤＶと比較すると認知度は低く、知らぬ間に被害者・加害者となるおそれがあるため、さらなる意識の醸成が必要です。

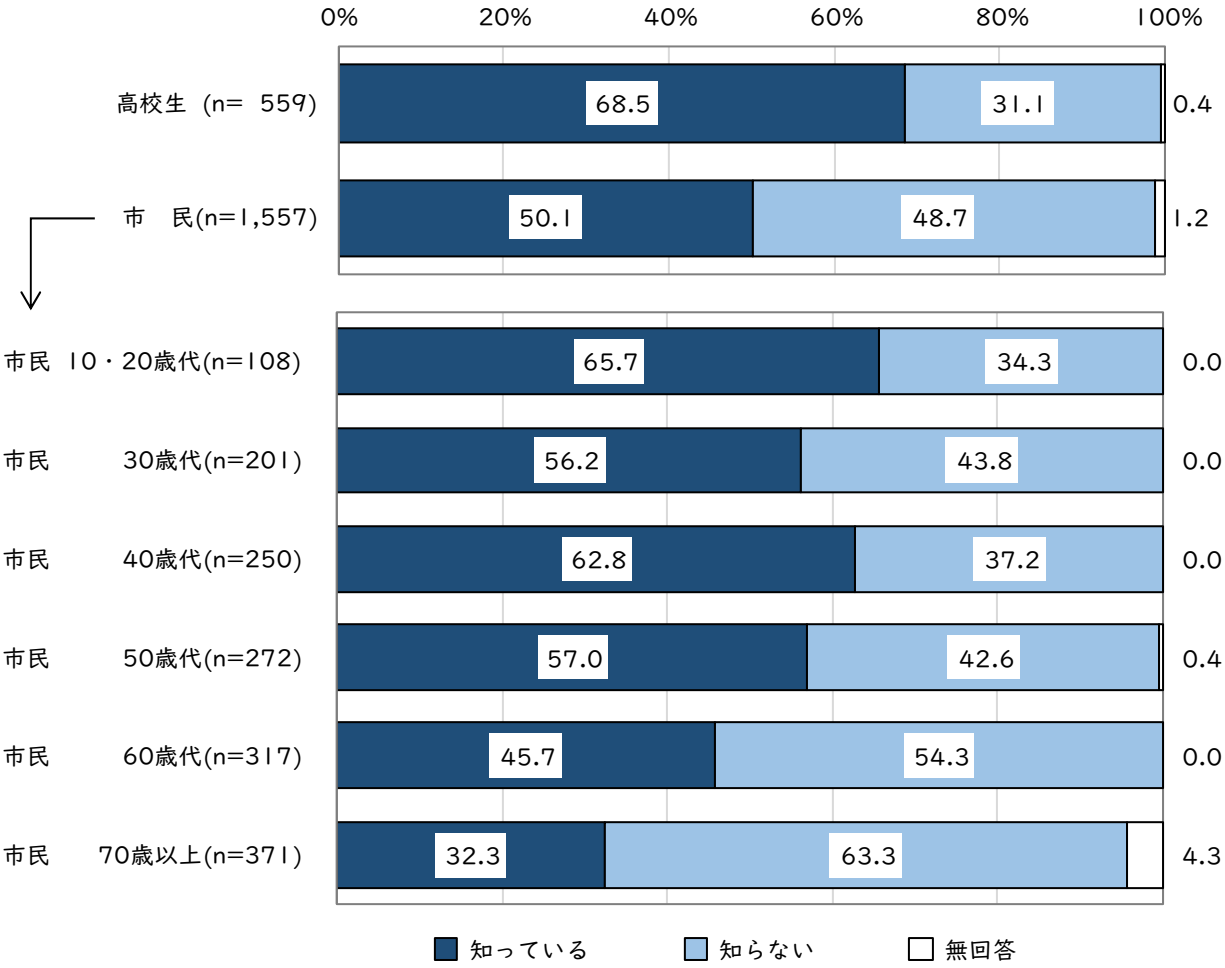

また、デートＤＶを知っている人に、デートＤＶの内容について理解しているかを尋ねたところ、「理解している（他人に説明できる）」では、高校生が 67.9%、市民が 82.2%となっています。

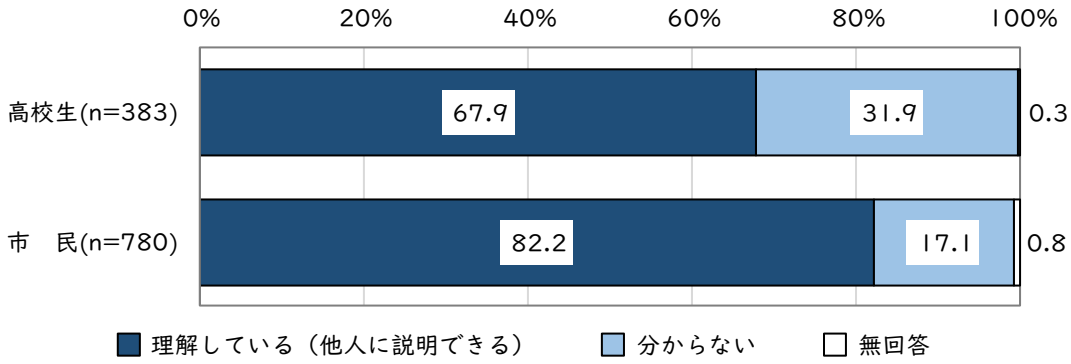

③暴力にあたると思う行為

暴力にあたると思う行為について、市民では「身体を傷つける可能性のある物でなぐる」が最も高く98.1%、次いで「刃物などを突きつけて、おどす」が97.2%、「足でける」が97.1%となっています。

一方、「交友関係や電話を細かく監視する」が最も低く77.8%、次いで「何を言っても長時間無視し続ける」が78.0%、「他の異性との会話を許さない」が78.4%となっています。

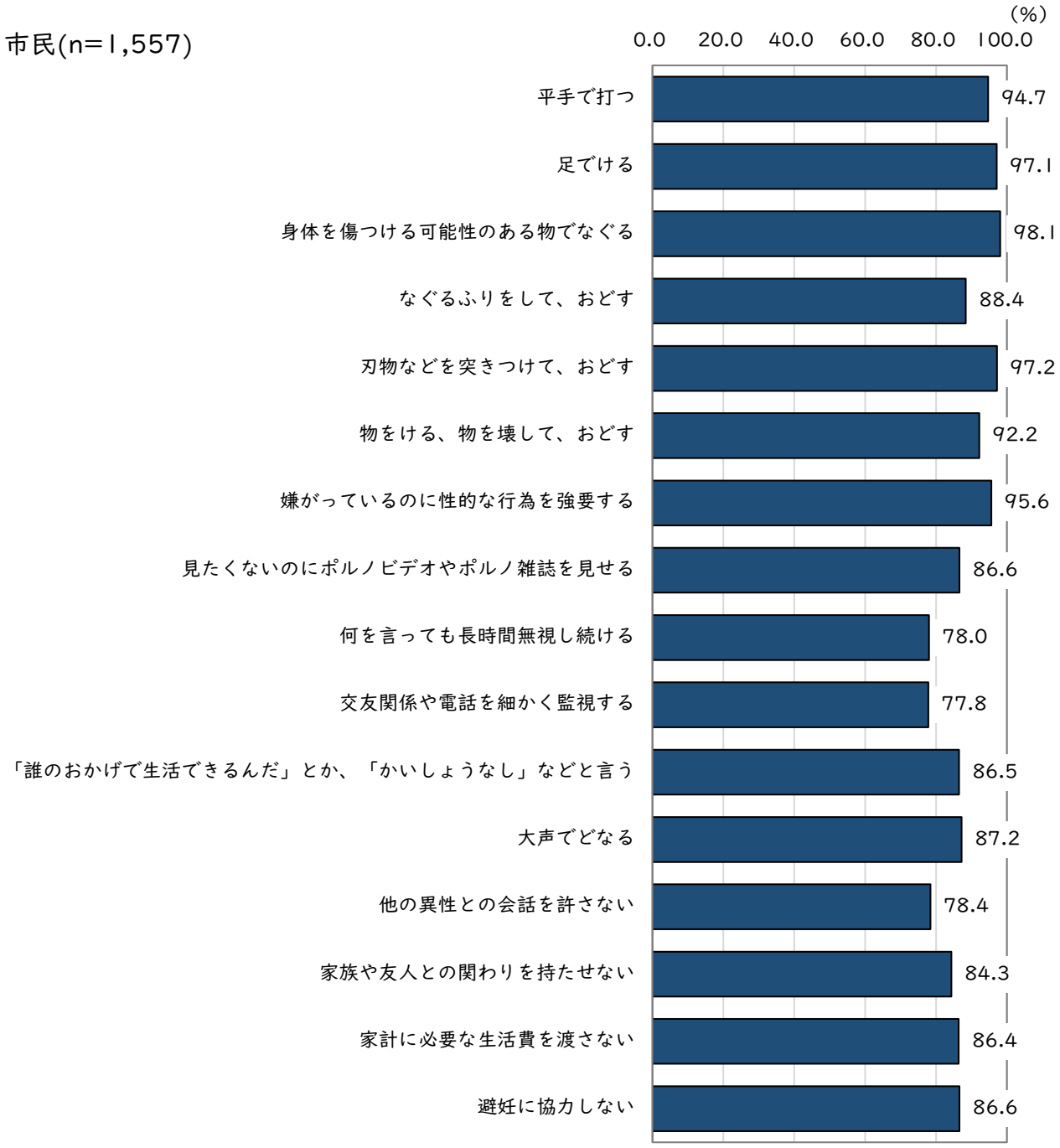

暴力にあたると思う行為について、高校生では「なぐったり、けったりする」が最も高く 98.2%、次いで「いやがっているのに無理やり性的な行為をする」が 98.0%、「物でなぐったり、物を投げつけたりする」が 97.9%となっています。

一方、「携帯電話の着信・発信の履歴やメールをチェックする」が最も低く 48.7%、次いで「常に自分の行動を報告するよう命じる」が 68.7%、「デート代金を払わない、あなたにお金や物を要求する」が 72.5%となっています。

高校生(n=559)

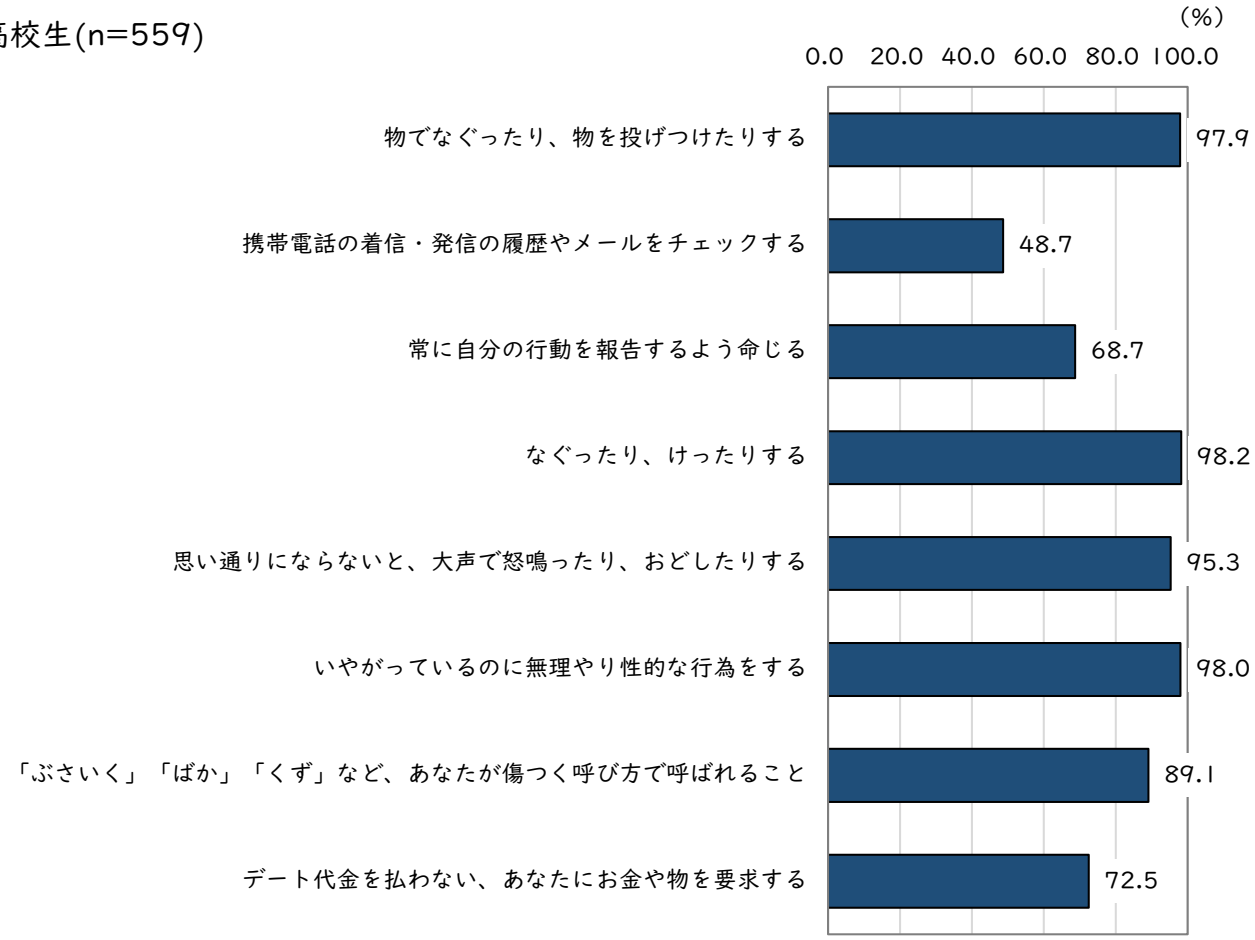

④ＤＶ被害経験の状況

配偶者や交際相手から暴力を受けたことがある（「何度もあった」と「１、２度あった」の合計）市民は、「なぐったり、けったり、物を投げつけたり、突き飛ばしたりするなどの身体に対する暴行を受けたこと」が最も高く 12.6%、次いで「人格を否定するような暴言や交友関係を細かく監視するなどの精神的な嫌がらせを受けた、あるいは身の危険を感じる脅迫を受けたこと」が 11.4%、「嫌がっているのに性的な行為を強要されたこと」が 7.5%となっています。

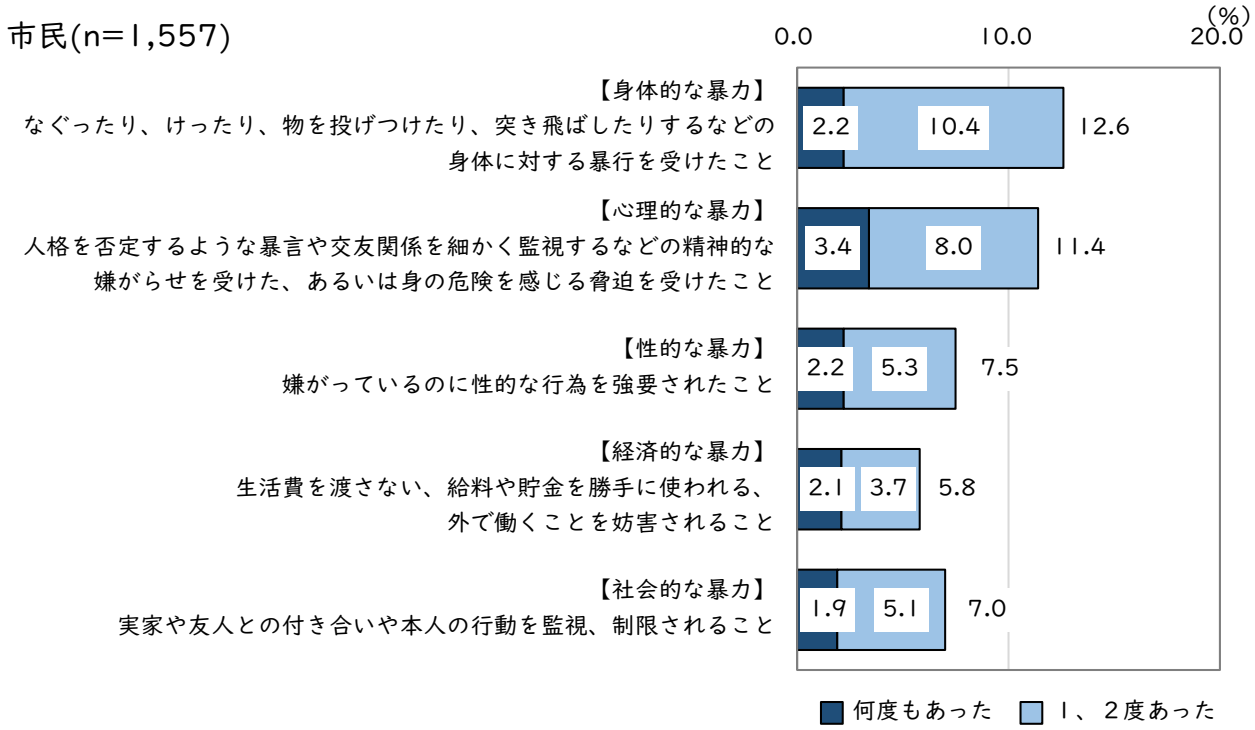

「身体的な暴力」「心理的な暴力」「性的な暴力」「経済的な暴力」「社会的な暴力」のいずれかについて、配偶者や交際相手から暴力を受けたことがある（「何度もあった」と「１、２度あった」の合計）市民は、21.7%となっています。

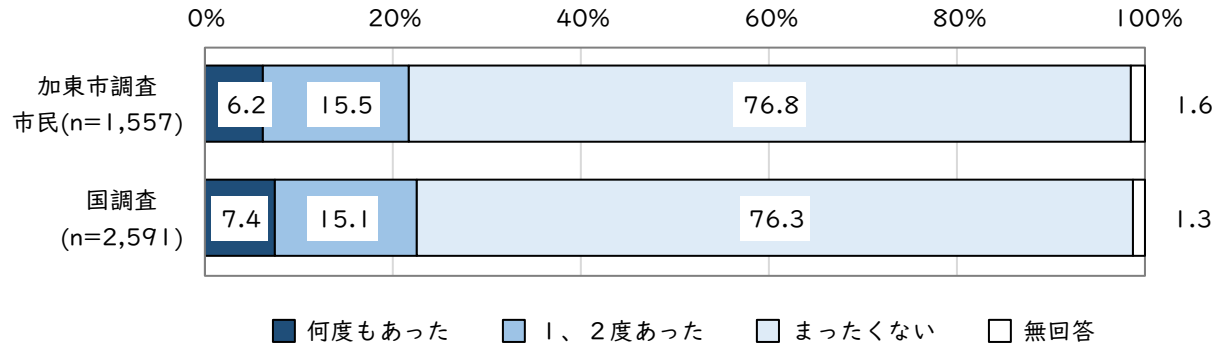

配偶者や交際相手から暴力を受けたことがある経験を男女別でみると、女性では「身体的な暴力」が最も高く 16.4%、次いで「心理的な暴力」が 13.6%、「性的な暴力」が 11.5%となっています。男性では「心理的な暴力」が最も高く 8.3%、次いで「身体的な暴力」が 7.5%、「社会的な暴力」が 5.7%となっており、男性 50 歳代については、女性 50 歳代と同じ程度の割合となっている状況です。

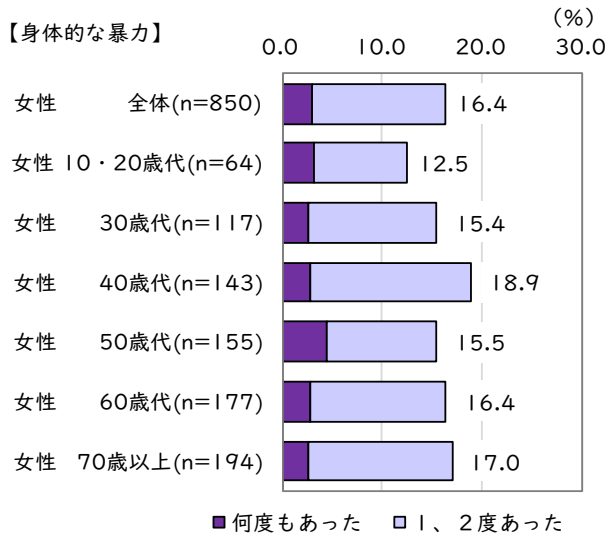

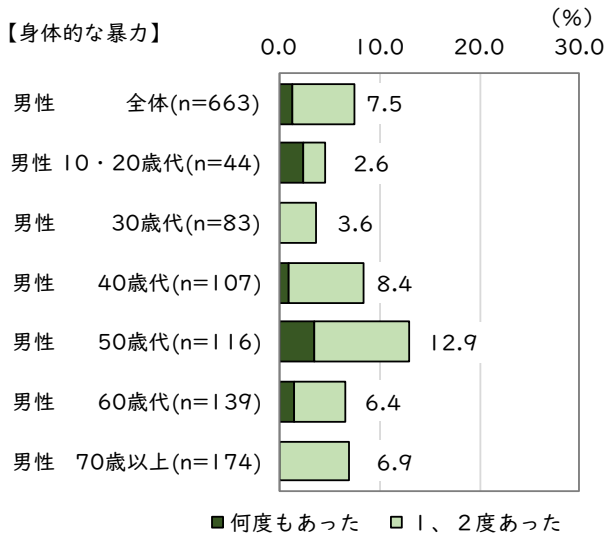

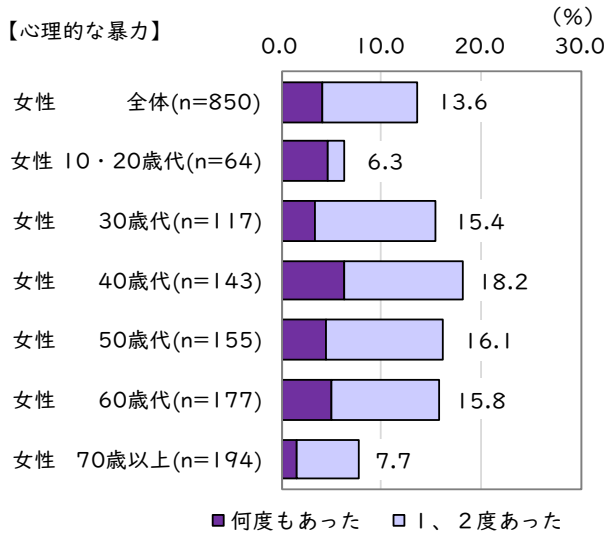

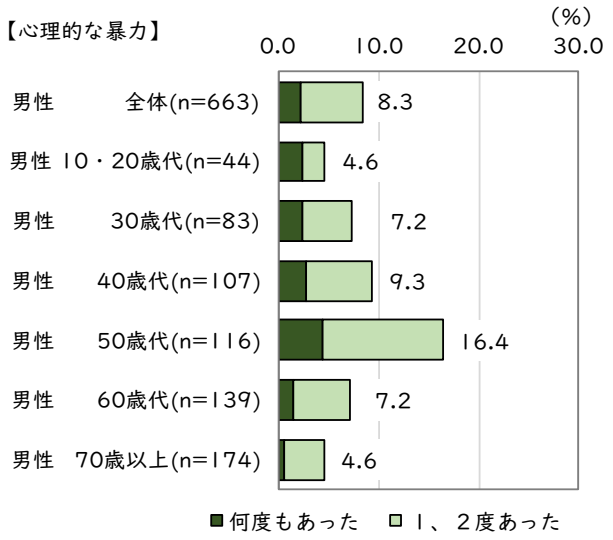

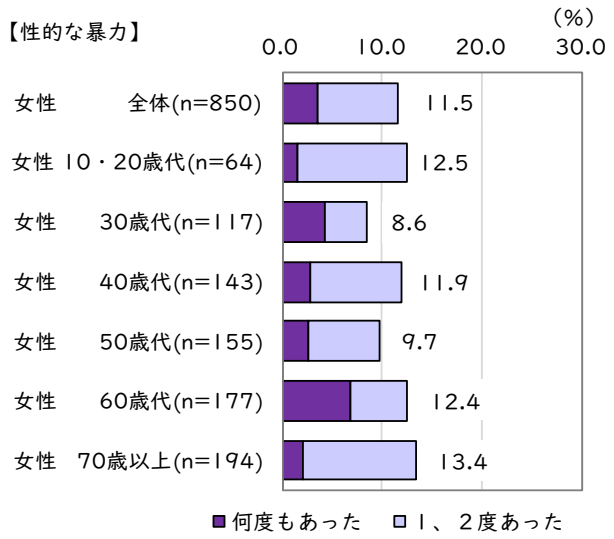

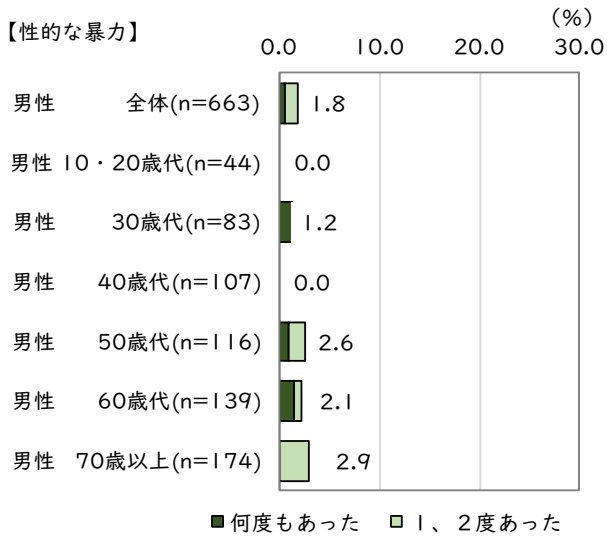

【経済的な暴力】

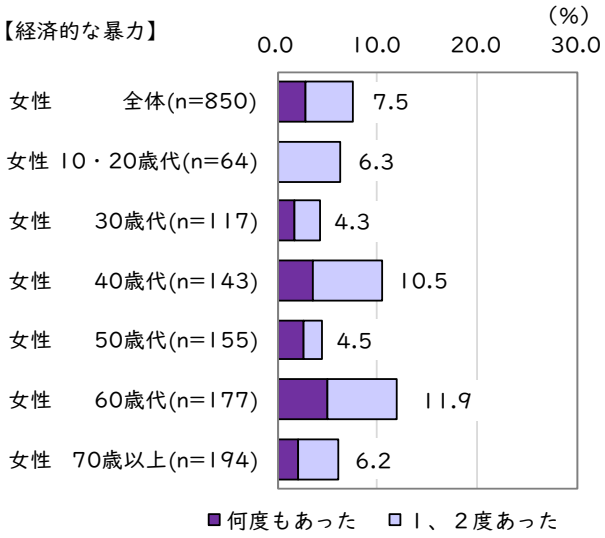

【経済的な暴力】

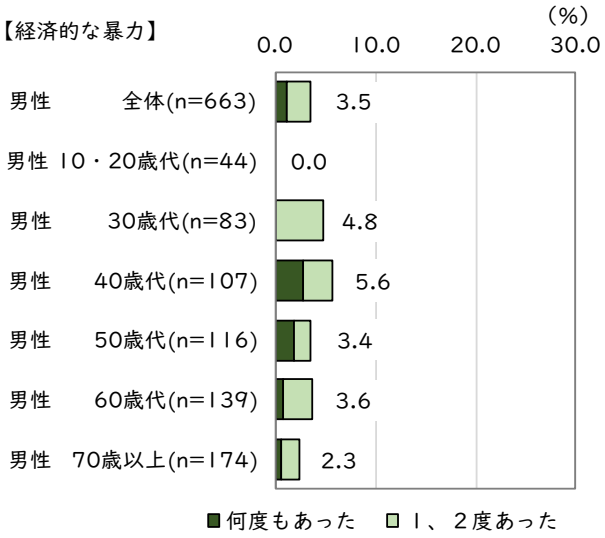

【社会的な暴力】

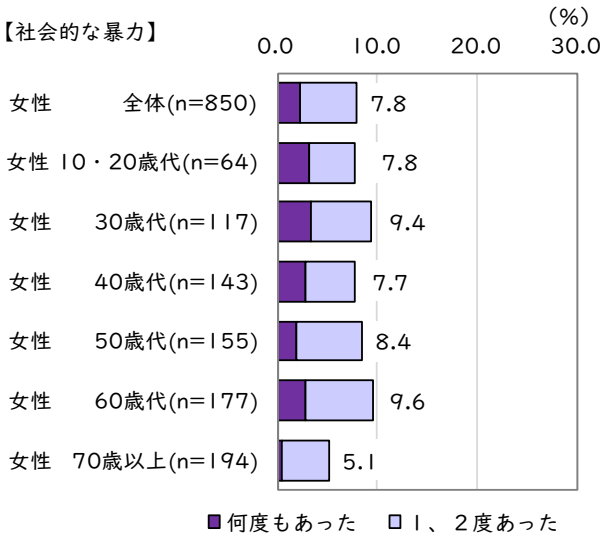

【社会的な暴力】

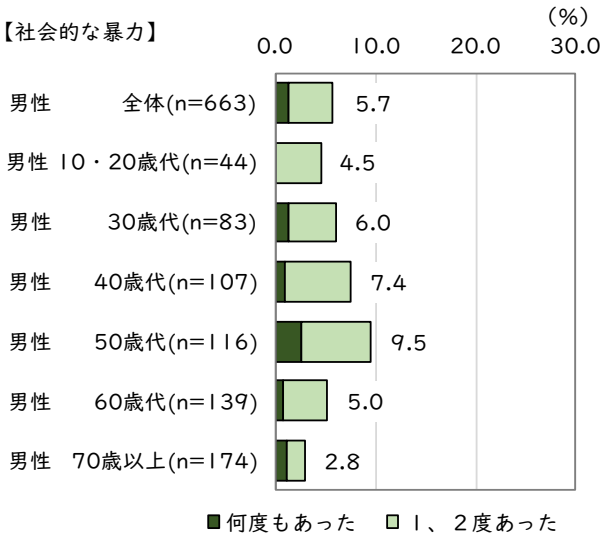

交際相手が「いる」または「いた」ことがある高校生に、交際相手から暴力行為を受けたことがあるかについて尋ねたところ、「頻繁に電話をしてきたり、どこで誰と会っているかをしつこく聞いたりすること」が最も高く 4.5%、次いで「あなたが用事で会えなかったとき、自分を優先しないと怒ること」が3.2%、「携帯電話の着信・発信の履歴やメールをチェックすること、異性の友人の番号やアドレスを消すように言われること」が 1.9%となっています。

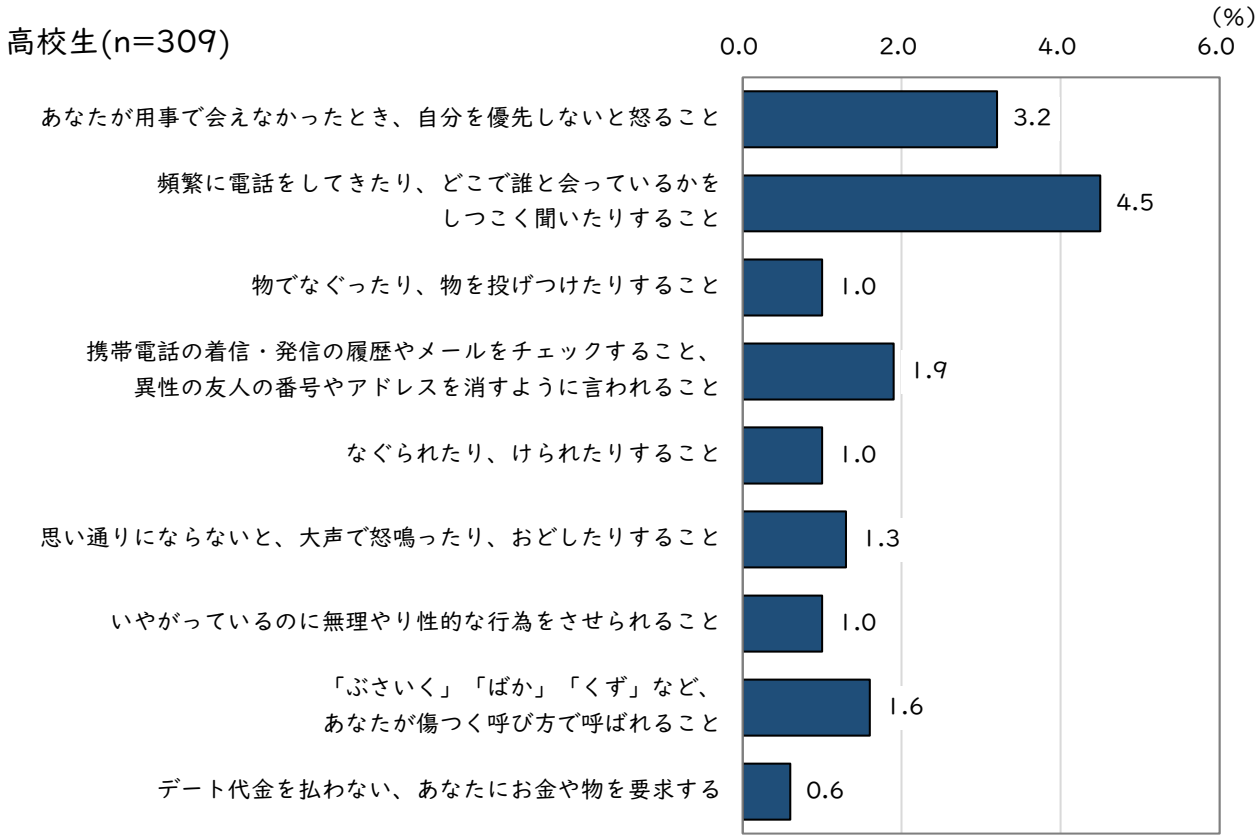

⑤配偶者や交際相手から暴力を受けたときの相談相手

ＤＶの被害を受けたことがある市民に、相手から暴力を受けたとき、誰かに相談したりしたかを尋ねたところ、「どこ（だれ）にも相談しなかった」が最も高く 53.7%、次いで「友人・知人に相談した」が 25.2%、「家族や親せきに相談した」が 24.3%となっています。

また、経年変化でみると、公的機関や民間の相談機関等へ相談する人はわずかである状況に変化はなく、友人・知人、家族や親戚に相談する人が増加傾向となっています。

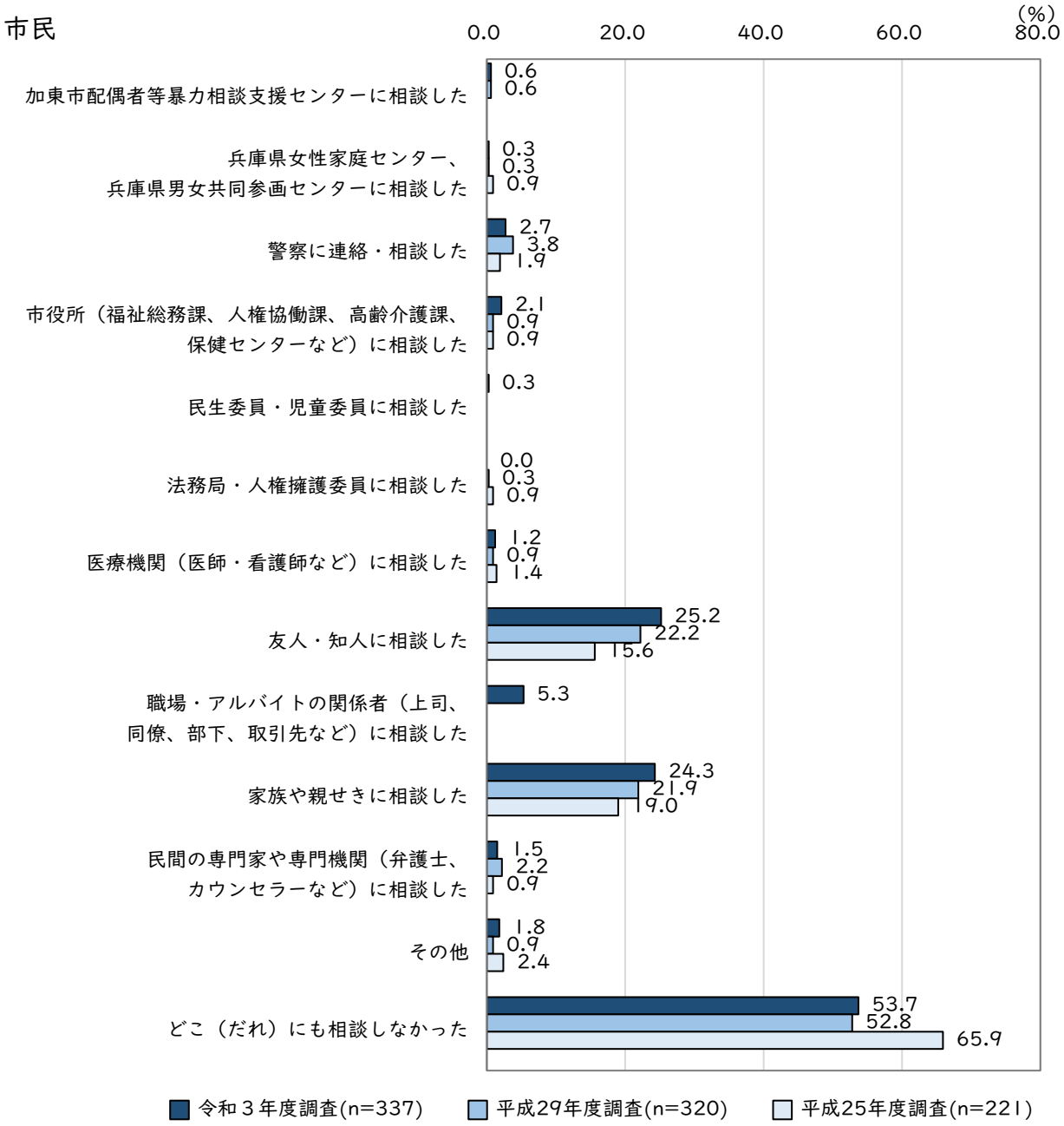

※平成 29 年度調査と平成 25 年度調査には、「民生委員・児童委員に相談した」「職場・アルバイトの関係者（上司、同僚、部下、取引先など）に相談した」の選択肢はありません。

※平成 25 年度調査には、「加東市配偶者等暴力相談支援センターに相談した」の選択肢はありません。

いずれかの相談先を回答した人の合計を『相談した』としてまとめると、『相談した』は 42.1%となっています。

また、男女別でみると、『相談した』割合は、女性が 47.4%、男性が 28.6%となっています。

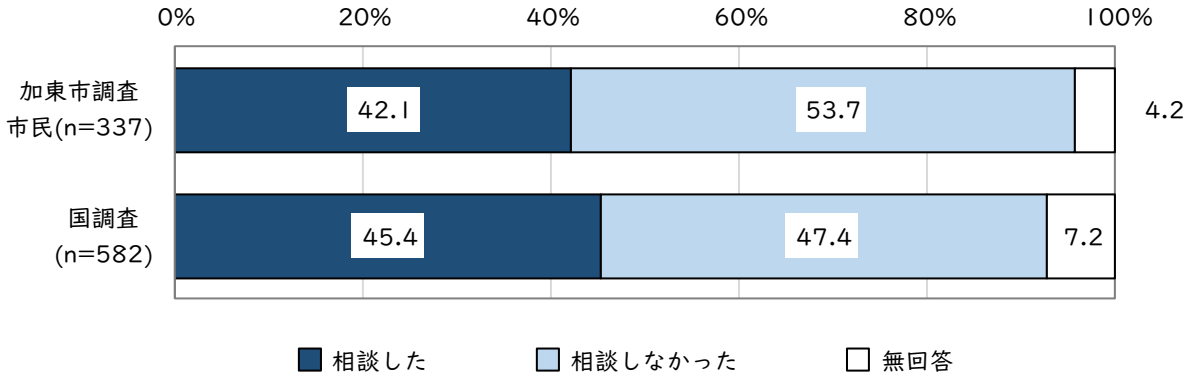

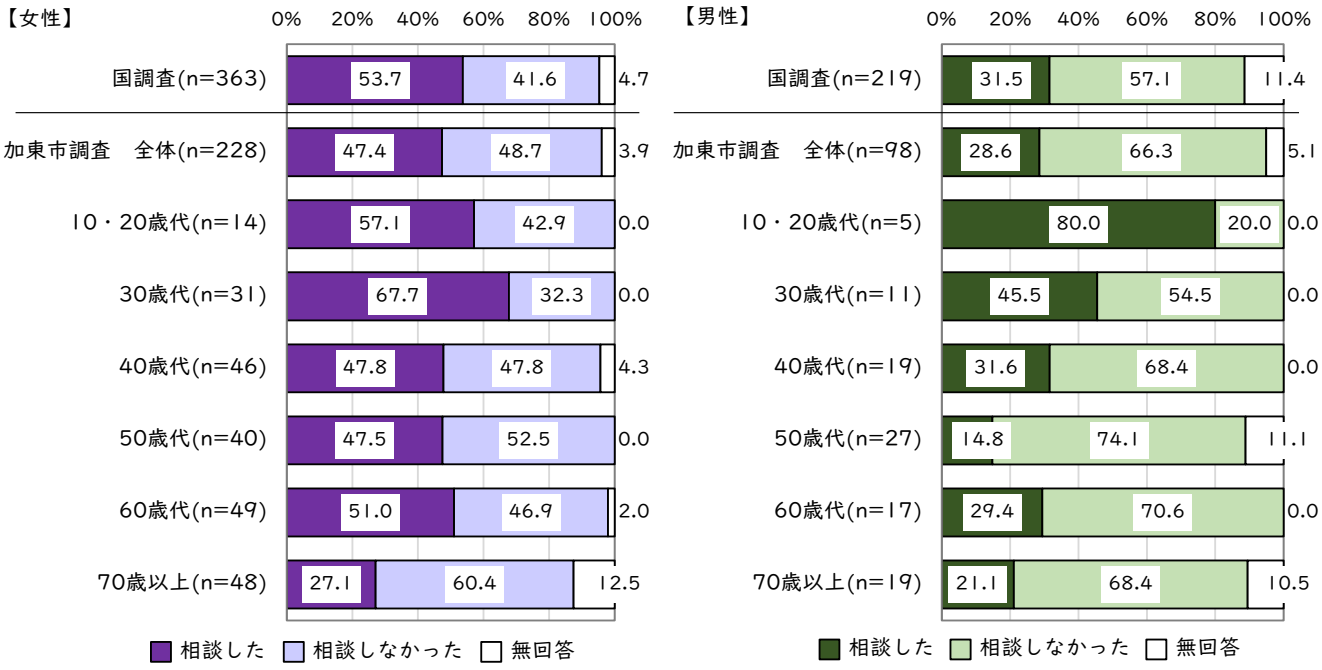

⑥配偶者や交際相手から暴力を受けたことを相談しなかった理由

ＤＶの被害をだれにも相談しなかった人に、その理由を尋ねたところ、「相談するほどのことではないと思ったから」が最も高く 54.7%、次いで「自分にも悪いところがあると思ったから」が 30.9%、「自分ががまんすれば、なんとかこのままやっていけると思ったから」が 26.5%となっています。

また、経年変化でみると、「相談するほどのことではないと思ったから」「自分にも悪いところがあると思ったから」は減少傾向にありますが、「相談しても無駄だと思ったから」「他人を巻き込みたくなかったから」「どこ（だれ）に相談したらよいのかわからなかったから」などは増加傾向となっています。

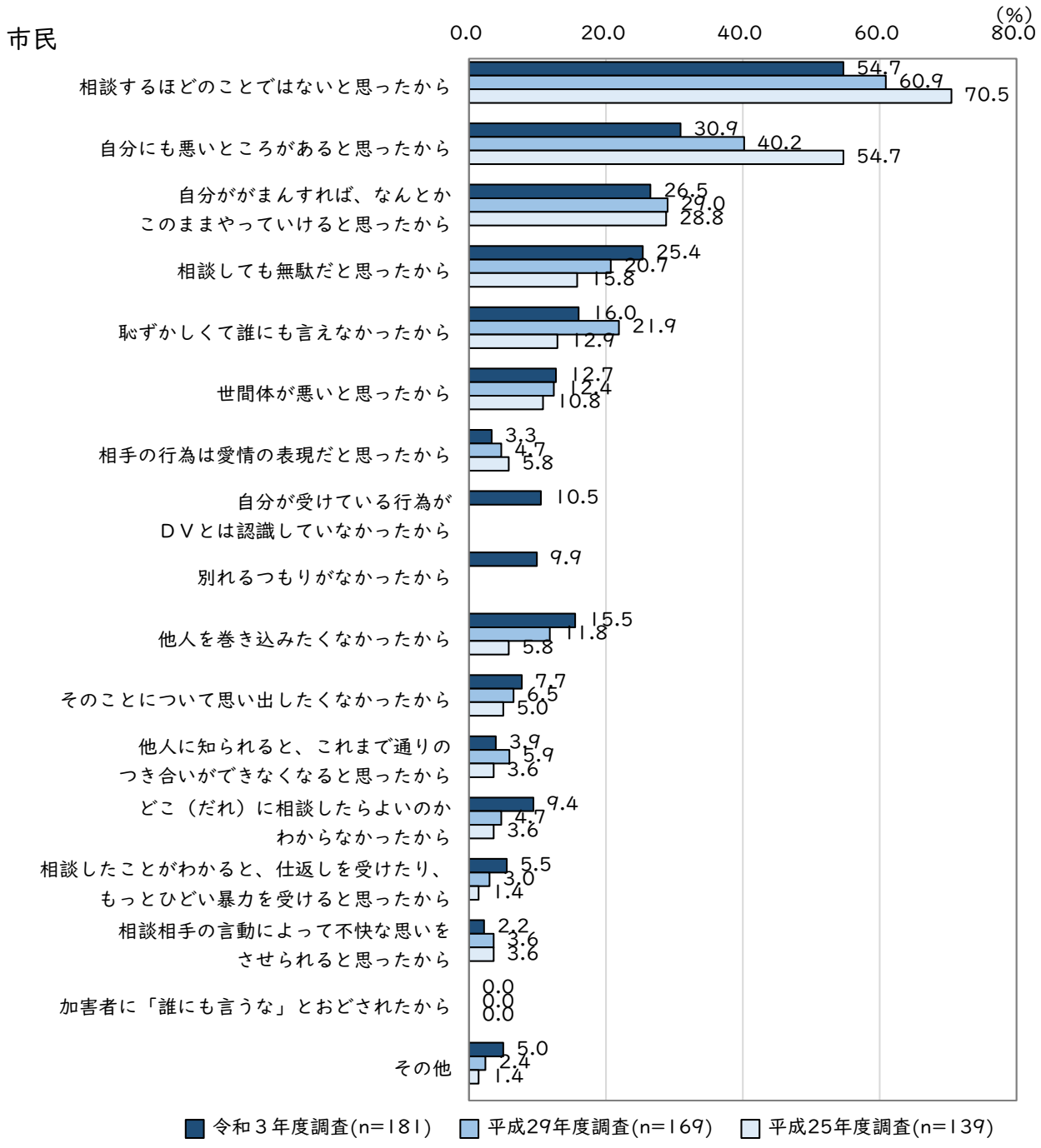

※平成 29 年度調査と平成 25 年度調査には、「自分が受けている行為がＤＶとは認識していなかったから」「別れるつもりがなかったから」の選択肢はありませんでした。

⑦配偶者や交際相手から暴力を受けた後の行動

ＤＶの被害を受けたことがある市民に、相手から暴力を最初に受けたときの行動を尋ねたところ、「別れたい（別れよう）と思ったが、別れなかった」が最も高く 40.7%、次いで「別れたい（別れよう）とは思わなかった」が 34.4%、「相手と別れた」が 15.1%となっています。

また、男女別でみると、男性に比べ、女性で「別れたい（別れよう）と思ったが、別れなかった」の割合が高く、女性に比べ、男性で「別れたい（別れよう）とは思わなかった」の割合が高くなっています。

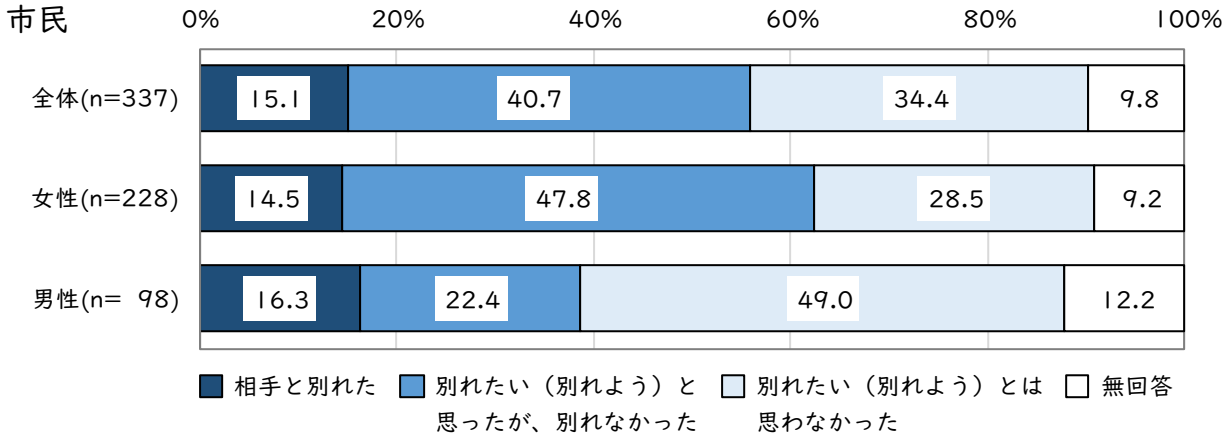

⑧配偶者や交際相手から暴力を受けたが別れなかった理由

相手から暴力を最初に受けたときに別れなかった人に、その理由を尋ねたところ、「子どもがいるから、子どものことを考えたから」が最も高く 70.1%、次いで「経済的な不安があったから」が 42.3%、「世間体が悪いと思ったから」が 20.4%となっています。

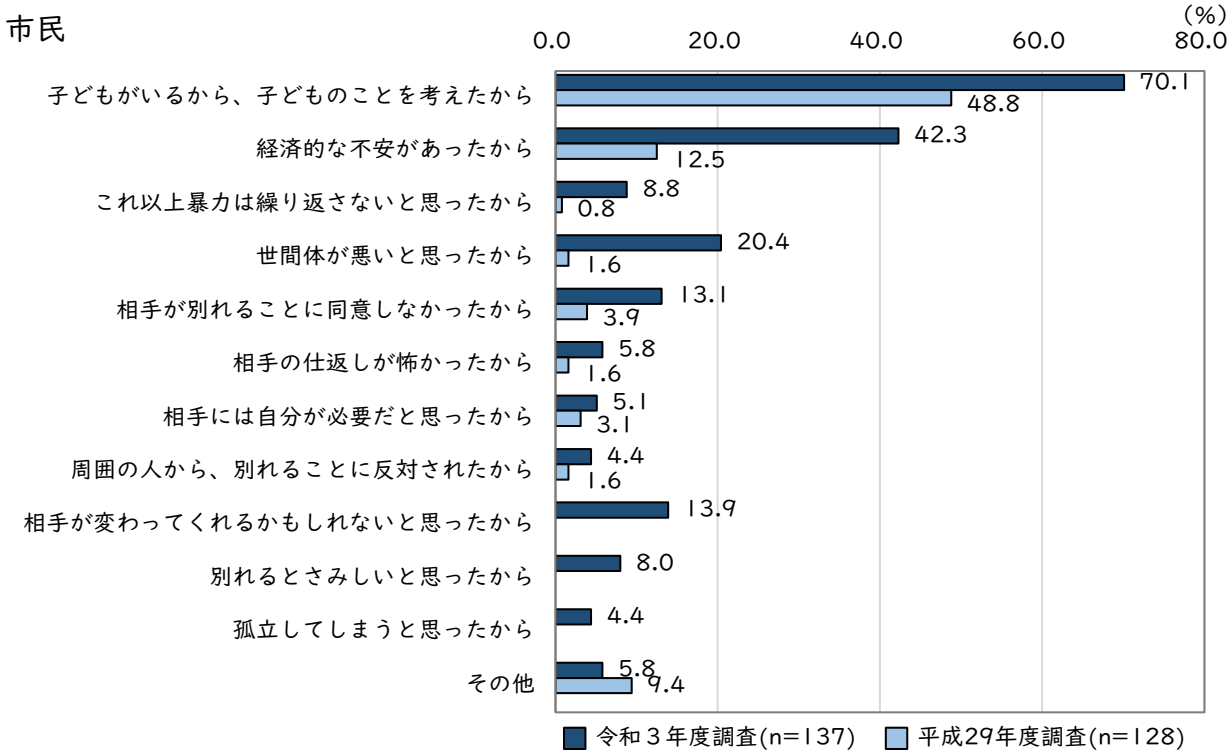

※平成 29 年度調査では単数回答の設問でした。

※平成 29 年度調査には「相手が変わってくれるかもしれないと思ったから」「別れるとさみしいと思ったから」「孤立してしまうと思ったから」の選択肢はありませんでした。

⑨配偶者や交際相手から暴力を受けていたことを子どもが知っているか

子どもが 18 歳になるまでの間に、配偶者や交際相手から暴力を受けたことがある人に、子どもが暴力を受けていたことを知っているかを尋ねたところ、「暴力を受けていたところを見ていたので知っていた」が最も高く 32.6%、次いで「暴力を受けていたところを見ていなかったが、物音や声、様子から知っていた」が 25.6%、「知っていたかどうか分からない」が 18.6%となっています。

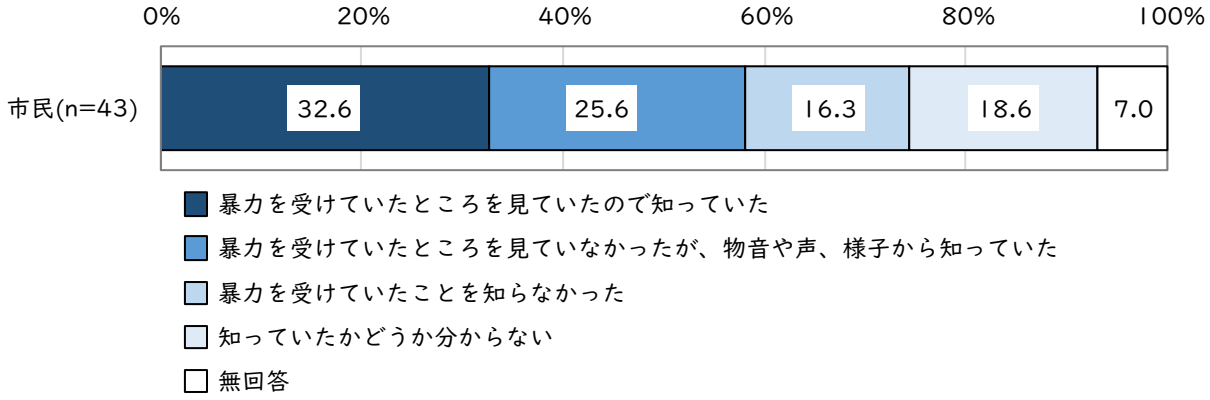

⑩配偶者や交際相手との間における暴力を防止するために必要な取組

配偶者や交際相手との間における暴力を防止するために必要な取組について、市民では「安心して相談できるような身近な相談窓口を増やす」が最も高く 74.9%、次いで「学校や大学において、児童・生徒・学生に暴力を防止するための教育を行う」が 55.9%、「加害者への罰則を強化する」が 52.7%となっています。

市民

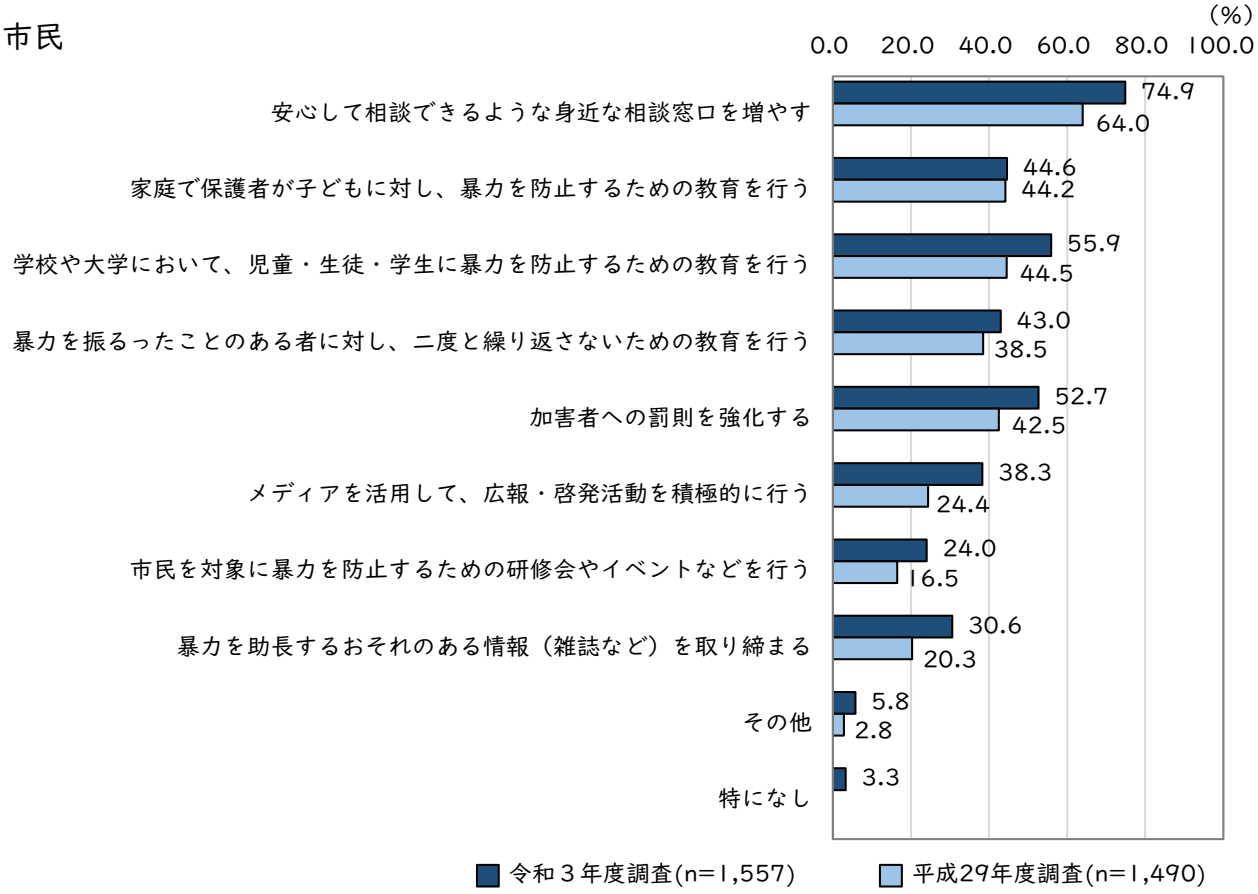

※平成 29 年度調査では単数回答の設問でした。

配偶者や交際相手との間における暴力を防止するために必要な取組について、高校生では「安心して相談できるような身近な相談窓口の周知を図る」が最も高く 67.8%、次いで「暴力を振るったことのある者に対する罰則を強化する」が 54.6%、「学校で暴力を防止するための教育を充実する」が 52.6%となっています。

高校生

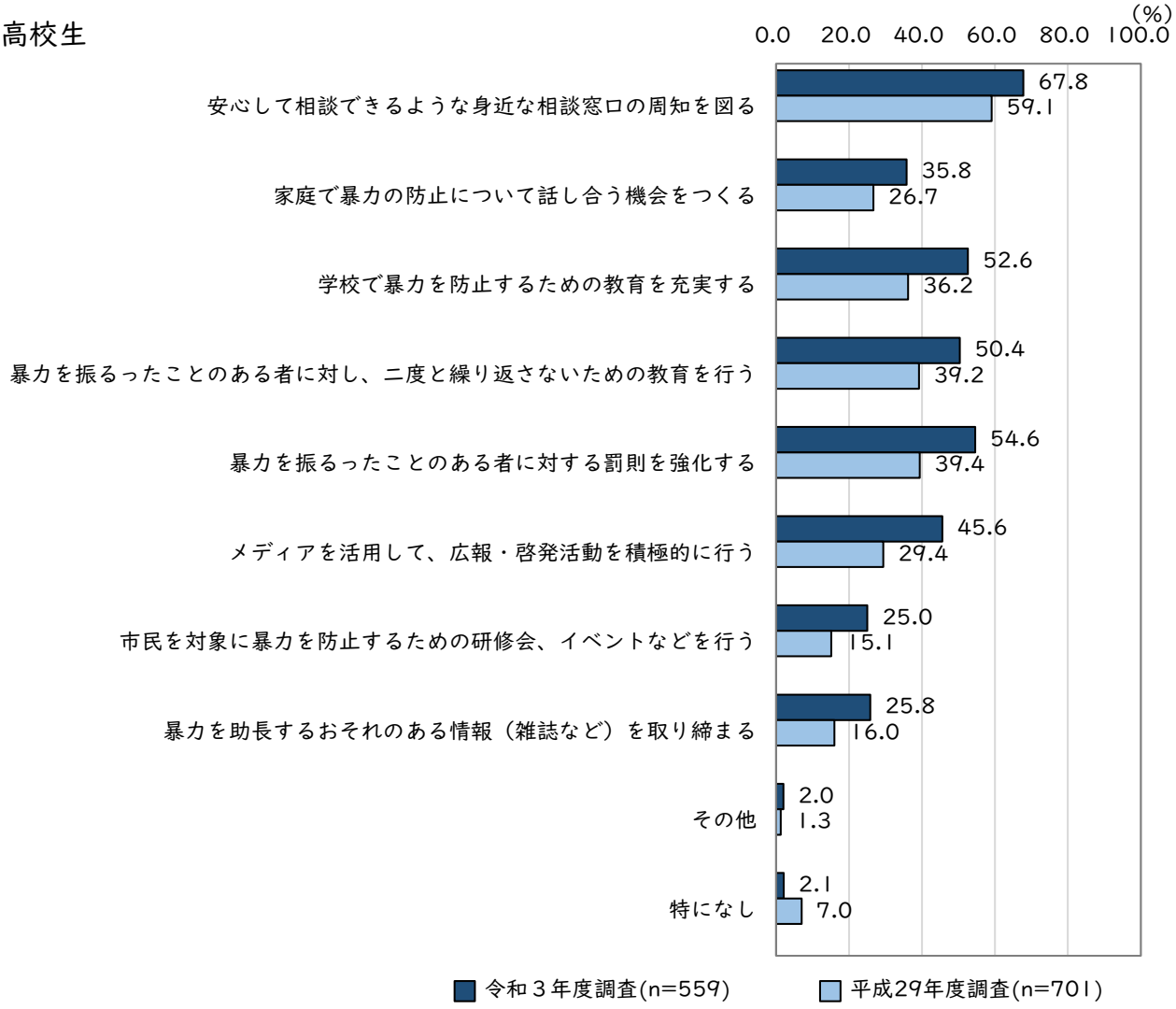

第３章　施策の基本的な考え方

１．計画の基本方針

ＤＶは犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるとの認識に立ち、あらゆる暴力を許さない社会づくりやＤＶ防止に向けた啓発を進めるとともに、関係機関との連携を強化し、相談から自立まで、被害者の立場に立った切れ目のない支援の実現を目指します。

２．施策の重点目標

配偶者等からの暴力の根絶と被害者の自立支援

ＤＶは、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、被害者の心身を著しく害し、時には生命の安全を脅かすおそれがあることから、いかなる理由があっても決して許されるものではありません。また、ＤＶは被害者の人権に対する蔑視や固定的な性別役割分担意識が一因となってもたらされるものであり、本市が目指す男女共同参画社会の実現を妨げる行為です。

本計画では「配偶者等からの暴力の根絶と被害者の自立支援」を重点目標に掲げ、市民の誰もが暴力の不安に怯えることなく、また、暴力で人を傷つけることがないよう、あらゆる暴力の根絶に取り組みます。被害者に対しては、警察、県、民間団体との連携・協力により、自立に向け、安心して歩み進められるよう、被害者の心情を尊重した継続的な支援に取り組みます。

３．施策の方向性

（１）相談体制の充実

配偶者（パートナー）や交際相手間の親密な関係性の中で起こる暴力は、周囲に気づかれにくいことや、相談につながらないために被害が潜在化してしまうケースが多くあります。

市民意識調査結果では、配偶者や交際相手から暴力を受けたことを相談しなかった理由として、「相談するほどのことではないと思ったから」が最も高く 54.7%となっています。また、公的機関や民間の相談機関等に相談する人が少なく、潜在的な被害者がいる可能性があります。

被害の深刻化を防ぎ、被害者だけで悩むことなく早期に必要な支援を行うため、相談窓口を周知するとともに、被害者の情報保護及び二次的被害*の防止に努め、安心して相談ができる体制を築きます。また、加東市配偶者暴力相談支援センターを中心とする関係機関との連携を強化し、相談から自立まで、被害者の立場に立った切れ目のない支援の実現を目指します。

（２）被害者の安全確保

被害の深刻化を防ぎ、早期に被害者及び子ども等の同伴家族の安全を確保し、自立に向けて支援していくことが重要です。

市民意識調査結果では、暴力行為を防止するため、「安心して相談できるような身近な相談窓口を増やす」が 74.9%と最も高く、県及び市の相談窓口における初期対応と、警察の協力による休日夜間の緊急対応をあわせ、安心して相談できる体制が必要です。

警察、県の関係機関及び被害者支援に取り組む民間団体等と連携を密にし、緊急時における被害者及び子ども等の同伴家族の安全確保に努めるとともに、被害者の情報管理の徹底を図ります。

（３）被害者の自立支援と生活再建の支援

外出先で加害者と遭遇する危険性や各種手続きにおける心理的負担を軽減するとともに、自立へのスムーズな移行を支援し、生活再建の道筋を立てていくことが大切です。

市民意識調査結果では、暴力行為を受けても別れなかった理由として、「子どもがいるから、子どものことを考えたら」が最も高く 70.1%となっており、生活再建に向け公的制度についての情報提供を行い、支援機関へつなぐ必要があります。

被害者が早期に自立した生活を送れるよう、警察、県の関係機関及び被害者支援に取り組む民間団体等と協力しながら、生活の再建や住宅の確保、就労に向けた支援を行うとともに、ＤＶに巻き込まれた子どもについても、要保護児童対策地域協議会、学校や保育所等と連携し支援を行います。

（４）ＤＶを許さない意識づくりの推進

ＤＶは犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、被害者の生命と尊厳を脅かすだけでなく、男女共同参画社会の実現の妨げにもなっています。また、交際相手との間でも様々な形で暴力は生じる可能性があり、被害の低年齢化が懸念されています。

市民意識調査結果では、ＤＶという言葉の認知度は、市民で 94.2%、高校生が 95.9%で、ＤＶの内容を理解しているかについては、市民が 86.8%、高校生が 79.1%となっています。ＤＶという言葉は市民に浸透しているものの、内容までは十分に理解されていないため、ＤＶの形態を正しく周知し、ＤＶの多くが何種類かの暴力が重なって起こっていることを周知するとともに、加害者を生み出さないためのＤＶ未然防止や加害行為の抑止に向けた取組が必要です。

あらゆる暴力を容認しない社会風土を形成するため、ＤＶ被害の実態やＤＶの特性・背景等について啓発を行い、市民一人ひとりのＤＶに対する認識を深めていきます。また、子どもの目の前で生じる面前ＤＶが及ぼす子どもへの影響は深刻であり、児童虐待として啓発します。さらに、交際相手との間で生じるデートＤＶについて学校で正しく学ぶ機会を持つことで、防止教育を進め、早い時期から人権尊重や暴力根絶の意識を根付かせます。

（５）連携体制の充実

被害者への適切な支援のためには、安全確保と自立に向けた各段階で関係機関と緊密な連携を図ることが大切です。また、障害者や高齢者、性的マイノリティ*など、様々な状況にある被害者が相談しやすい環境整備が必要です。

被害者の円滑・迅速な保護、適切な支援を行うため、警察や県の関係機関との連携・協力体制を強化するとともに、庁内においてもＤＶ防止に向けたネットワークを充実させます。さらに、ＤＶの特性について十分に理解し、きめ細かなニーズに応じた支援を担う人材の育成に努めます。

４．計画の体系

重点目標

配偶者等からの暴力の根絶と被害者の自立支援

基本目標Ⅰ　相談体制の充実

- 施策の基本的方向１．相談窓口体制の周知と充実
  - 具体的施策（１）加東市配偶者暴力相談支援センターの周知と充実
    （２）相談窓口の周知と充実
    （３）相談者の特性（障害者、高齢者、性的マイノリティ、外国人等）に応じた情報提供や相談支援
- 施策の基本的方向２．相談員等の資質向上
  - 具体的施策（１）相談員等の各種研修への参加
    （２）相談員等への被害防止、心理的ケアの実施

基本目標Ⅱ　被害者の安全確保

- 施策の基本的方向１．緊急時における安全確保
  - 具体的施策（１）被害者及び同伴家族の安全確保
    （２）子どもの安全確保
    （３）警察や県との連携による一時保護
- 施策の基本的方向２．被害者の情報の保護
  - 具体的施策（１）住民基本台帳の閲覧等の制限
    （２）関係部局における情報管理の徹底
- 施策の基本的方向３．保護命令等の情報提供と申立にかかる手続きの支援
  - 具体的施策（１）保護命令制度に関する情報提供
    （２）裁判所への同行支援

基本目標Ⅲ　被害者の自立支援と生活再建の支援

- 施策の基本的方向１．被害者の自立と生活再建に向けた支援
  - 具体的施策（１）自立に向けた情報の提供
    （２）生活再建に向けた支援
    （３）住宅の確保に向けた支援
    （４）就労に向けた支援
    （５）心理的ケアに関する相談窓口の情報提供
- 施策の基本的方向２．被害者の子どもへの支援
  - 具体的施策（１）就学や保育に関する支援
    （２）スクールカウンセラーの配置による心理的ケアの実施
    （３）子ども家庭総合支援拠点における相談実施
    （４）関係機関との連携による子どもへの継続的な支援の実施

基本目標Ⅳ　ＤＶを許さない意識づくりの推進

- 施策の基本的方向１．ＤＶ防止に向けた市民・事業所等への啓発
  - 具体的施策（１）冊子やカードなどの啓発グッズの配布
    （２）市民向け講演会の開催
    （３）「女性に対する暴力をなくす運動」の周知
- 施策の基本的方向２．子ども・若者に対する予防啓発と相談体制の充実
  - 具体的施策（１）デートＤＶ防止教育・啓発の実施
    （２）発達段階に応じた教育・啓発の実施
    （３）若年層が相談しやすい環境の整備
- 施策の基本的方向３．ＤＶに関する調査研究
  - 具体的施策（１）市民への意識調査の実施
    （２）災害時におけるＤＶ等被害者の相談対応マニュアルの検討
    （３）男性、障害者、高齢者、性的マイノリティ、外国人等の多様な被害者に対する調査・研究

基本目標Ⅴ　連携体制の充実

- 施策の基本的方向１．庁内連携体制の整備
  - 具体的施策（１）ＤＶ被害者支援対応マニュアルの活用
    （２）加東市ＤＶ防止ネットワーク会議の開催
- 施策の基本的方向２．関係機関との連携体制の強化
  - 具体的施策（１）警察や県など関係機関との連携体制の強化
    （２）広域的な連携による被害者支援の実施
    （３）民間の被害者支援団体との連携
- 施策の基本的方向３．支援を担う人材の育成
  - 具体的施策（１）職員に対する教育の実施

第４章　具体的施策

基本目標Ⅰ　相談体制の充実

施策の基本的方向１．相談窓口体制の周知と充実

具体的施策（１）加東市配偶者暴力相談支援センターの周知と充実

被害の深刻化を防ぎ、早期支援につなげるため、加東市配偶者暴力相談支援センターの周知と相談窓口の定着を進めます。

また、同センターが被害者支援の中心的役割を果たすことができるよう、関係機関や民間の支援団体との緊密な関係構築に努めます。

施策コード	Ⅰ－１－（１）-①	拡充
取　　組	加東市配偶者暴力相談支援センターの周知と充実	
内　　容	○公共施設の窓口に啓発グッズを設置し、啓発活動を行います。 ○広報紙や市ホームページ等でＤＶ相談窓口の周知を行うとともに、ケーブルテレビやＳＮＳ等を活用した啓発を検討します。 ○外国人にも相談窓口がわかり、支援につなげることができるよう、外国人向けリーフレットの作成を進めていきます。	

具体的施策（２）相談窓口の周知と充実

市の広報紙やホームページ等により「配偶者等からの暴力に関する相談」「女性のための相談」等を周知するとともに、ＤＶ被害が疑われる場合は、ＤＶ被害の相談窓口の利用を促し、被害の深刻化を防ぐための早期支援につなげます。

施策コード	Ⅰ－１－（２）-①	継続
取　　組	「配偶者等からの暴力に関する相談」「女性のための相談」の周知	
内　　容	○市の広報紙やホームページ等で周知するほか、市内教育機関や医療機関に案内チラシを設置し、相談窓口を周知します。 ○関係機関等の相談窓口において、相談の背景にＤＶ被害が疑われる場合は、相談者の意思を尊重しつつ相談者にＤＶ相談窓口を紹介し、早期支援につなげます。	

具体的施策（３）相談者の特性(障害者、高齢者、性的マイノリティ、外国人等)に応じた情報提供や相談支援

様々な状況に置かれている被害者のプライバシーを守り、安心して相談窓口を利用できる体制を整えます。電話や来所以外の相談方法、多言語への対応についても検討し、コミュニケーションに支援を必要とする方の相談にも対応できる体制づくりを推進します。

施策コード	Ⅰ-1-（3）-①	継続
取　　組	相談者の特性（障害者、高齢者、性的マイノリティ、外国人等）に応じた情報提供や相談支援	
内　　容	○障害者、高齢者、性的マイノリティ、外国人等、相談者に応じた相談支援を関係機関と連携して行います。 ○特性への理解や支援の方法を学ぶ研修会を開催します。 ○外国人の相談に対応できるように、通訳機を活用するとともに、言語によっては通訳等を利用できる体制を整えます。	

施策コード	Ⅰ-1-（3）-②	継続
取　　組	人権擁護委員、民生委員児童委員等に対する情報提供の実施	
内　　容	○人権擁護委員、民生委員児童委員等を対象として、相談技術や知識の向上のための情報提供を行います。	

施策の基本的方向２．相談員等の資質向上

具体的施策（１）相談員等の各種研修への参加

被害者の支援に携わる相談員等に対して、研修に参加する機会をつくり、相談者に適切に対応できるよう資質の向上を図ります。

施策コード	Ⅰ-2-（1）-①	継続
取　　組	相談員等の資質の向上	
内　　容	○被害者支援に携わる相談員等に対して、国及び地方公共団体等が実施する様々な研修を受講できる機会をつくり、相談員の資質向上を図ります。	

具体的施策（２）相談員等への被害防止、心理的ケアの実施

相談員等がバーンアウト状態や二次受傷により心身の健康を損なうことなく、継続的かつ安定的に支援ができるよう、研修等により相談員等への心理的ケアを実施します。また、加害者等からの追跡等により相談員等が直接加害者に接触することがないよう安全対策を講じます。

施策コード	Ⅰ-2-（2）-①	拡充
取　　組	相談員等への被害防止や心理的負担の軽減、ケアの実施	
内　　容	○県等が実施するセルフケア研修等に参加するとともに、必要に応じてスーパーバイズを受けられる体制を整備します。	

基本目標Ⅱ　被害者の安全確保

施策の基本的方向１．緊急時における安全確保

具体的施策（１）被害者及び同伴家族の安全確保

被害者からの緊急な相談に対し、警察や県の関係機関との連携を密にし、一時保護に引き継ぐまでの被害者自身と子ども等、同伴家族の安全を確保します。

施策コード	Ⅱ-１-（１）-①	継続
取　組	警察や関係機関との連携による一時保護所までの同行支援の実施	
内　容	○一時保護に引き継ぐまでの被害者自身と子ども等、同伴家族の安全を確保するために、警察と連携して一時保護所までの同行支援を実施します。	

具体的施策（２）子どもの安全確保

被害者が避難時に同伴できなかった子どもの安全を確保するため、子どもやその家庭に関する情報を加東こども家庭センター*、警察、学校等と共有し、子どもが安心して生活ができるよう継続的な支援を行います。

施策コード	Ⅱ-１-（２）-①	継続
取　組	関係機関との連携による子どもの安全確保の実施	
内　容	○被害者が避難時に同伴できなかった子どもがいる場合、子どもやその家庭に関する情報を加東こども家庭センターや学校等と共有し、子どもが安心して暮らすことができるよう継続的な支援を行います。	

具体的施策（３）警察や県との連携による一時保護

緊急に被害者の保護が必要となった場合には、警察や兵庫県女性家庭センター等と連携を図り、一時保護を実施します。

施策コード	Ⅱ-１-（３）-①	継続
取　組	警察や関係機関との連携による一時保護の実施	
内　容	○被害者の一時保護が必要となった場合、警察、兵庫県女性家庭センター、加東こども家庭センターと連絡や調整を密に行い、安全を確保して、一時保護を実施します。	

施策の基本的方向２．被害者の情報の保護

具体的施策（１）住民基本台帳の閲覧等の制限

被害者の安全確保の観点から、「住民基本台帳事務における支援措置」について、被害者へ手続き等の情報を提供します。

施策コード	Ⅱ-２-（１）-①	継続
取　　組	住民基本台帳の閲覧及び住民票の写し・戸籍の附票の写しの発行・マイナンバーによる情報開示の制限	
内　　容	○「住民基本台帳事務等における支援措置」について、手続き等の情報提供を行います。	

具体的施策（２）関係部局における情報管理の徹底

被害者及び子どもの安全を確保するため、関係部局における情報管理を徹底します。

施策コード	Ⅱ-２-（２）-①	継続
取　　組	被害者情報の取扱いに関する関係者間での共通認識の形成	
内　　容	○被害者及び子どもの安全を確保するため、住民基本台帳等により事務処理を行う関係各課に対して、閲覧制限等の制度の周知を図り、情報の適切な共有化と情報管理を徹底します。 ○ＤＶに関する情報の取扱いや対処方法について、庁内で情報管理の徹底を図ります。	

施策の基本的方向３．保護命令等の情報提供と申立にかかる手続きの支援

具体的施策（１）保護命令制度に関する情報提供

被害者に保護命令制度についての情報提供を行います。

施策コード	Ⅱ-３-（１）-①	継続
取　　組	保護命令制度に関する情報提供の実施	
内　　容	○保護命令制度の説明を行います。	

具体的施策（２）裁判所への同行支援

被害者が配偶者等への保護命令の発令を裁判所に申し立てるにあたり、裁判所へ同行支援等を行い、被害者の精神的負担を軽減します。

施策コード	Ⅱ-３-（２）-①	継続
取　　組	保護命令申立時の裁判所への同行支援	
内　　容	○被害者が保護命令を裁判所に申し立てる際、裁判所へ同行します。	

基本目標Ⅲ　被害者の自立支援と生活再建の支援

施策の基本的方向１．被害者の自立と生活再建に向けた支援

具体的施策（１）自立に向けた情報の提供

被害者の自立に向けて、離婚や親権等の司法手続きに関する情報提供を行い、専門的な相談を必要とする場合には、専門家に相談するよう助言し、相談機関についての情報提供を行います。

施策コード	Ⅲ-１-（１）-①	継続
取　　組	自立に向けた情報の提供	
内　　容	○被害者の自立に向けて、離婚や親権等の司法手続きに関する情報提供を行います。	

具体的施策（２）生活再建に向けた支援

被害者の置かれた状況に応じて、各種制度を活用し生活再建を図ることができるよう支援します。

児童福祉法、母子及び寡婦福祉法等に定められた制度について説明し、必要に応じた制度を利用できるよう関係機関につなぐとともに、必要に応じて手続き支援を行います。

また、被害者が転居先で生活を始める際には、医療保険、国民年金、健康診断や子どもの予防接種等の必要な行政サービスを受けることができるよう、他市町との連携や同行支援を行います。

施策コード	Ⅲ-１-（２）-①	継続
取　　組	生活再建に向けた諸手続きの支援と情報提供	
内　　容	○被害者の状況に応じて必要な行政サービスを受けることができるよう、他市町や関係機関との連携を行います。 ○被害者が必要な社会資源を受けられるよう関係機関と連携し、被害者の最低限度の生活保障を行い、自立と生活再建を図ります。 ○被害者と同伴している子どもが必要なサービスを受けることができるよう、情報提供を行います。	

具体的施策（３）住宅の確保に向けた支援

被害者の生活再建の実現に向け、公営住宅や母子生活支援施設等の情報提供を行い、支援の充実を検討します。

施策コード	Ⅲ-１-（３）-①	継続
取　　組	住宅に関する情報の提供	
内　　容	○入居条件等の情報提供を行います。 ○被害者に母子生活支援施設等の情報提供を行い、担当部署と連携して住宅確保に努めます。	

具体的施策（４）就労に向けた支援

ハローワークや市の就労支援室と連携し、被害者の状況に応じた就労支援を行い、自立を支援します。

施策コード	Ⅲ-１-（４）-①	継続
取　　組	ハローワーク等と連携した就労支援の実施	
内　　容	○就労に関する相談支援を関係機関と連携し、状況に応じた被害者の自立を促します。	

具体的施策（５）心理的ケアに関する相談窓口の情報提供

被害者の心の健康の回復を目指し、被害者の心理相談やカウンセリングを実施している機関の情報提供を行い、被害者が孤立せず、早期に相談機関につなぐことで、被害の深刻化を防ぎます。

施策コード	Ⅲ-１-（５）-①	継続
取　　組	心理相談やカウンセリング機関の情報提供の実施	
内　　容	○被害者の心理相談やカウンセリング機関の情報提供を行います。 ○「こころの相談窓口」一覧チラシを、各窓口、各団体等に配布し、周知を図るとともに、把握した対象者に相談窓口の情報提供を行います。 ○アルコールやギャンブル等の依存症に関する相談機関の情報提供を行います。	

施策の基本的方向２．被害者の子どもへの支援

具体的施策（１）就学や保育に関する支援

就学や保育について、被害者の状況に応じて柔軟に対応するとともに、被害者の子どもが避難先で安心して就学できるよう、手続き等の支援を行います。

施策コード	Ⅲ-２-（１）-①	継続
取　　組	被害者の子どもの就学等の手続きの支援	
内　　容	○就学や就園について、避難先の教育委員会や他市町担当部局等の関係機関と連携し、転校、転園等の手続きの支援を行います。 ○情報の適切な共有化と情報管理を行います。	

具体的施策（２）スクールカウンセラーの配置による心理的ケアの実施

学校にスクールカウンセラー*を配置し、ＤＶの影響を受け家庭環境に不安を抱く子どもや子育てに悩みを抱える被害者のケアを行います。

施策コード	Ⅲ-２-（２）-①	継続
取　　組	スクールカウンセラーによる心のケアの実施	
内　　容	○困りごとのある児童生徒や保護者を対象としたスクールカウンセラーによる教育相談を行い、心理的ケアを行います。	

具体的施策**（３）子ども家庭総合支援拠点における相談実施**

被害者や子どもに関わる様々な相談機関が連携し、ＤＶの早期発見と適切な相談窓口への引き継ぎを行います。

施策コード	Ⅲ-２-（３）-①	**拡充**
取　　組	関係機関との連携による早期発見と円滑な引継ぎ	
内　　容	○虐待・ＤＶ被害者の精神的・身体的不安に配慮し、ワンストップ相談あるいは庁内関係課から相談窓口への円滑な引き継ぎによる対応を行います。	

具体的施策**（４）関係機関との連携による子どもへの継続的な支援の実施**

ＤＶを目撃（面前ＤＶ）するなどによって、ＤＶに巻き込まれた子どもの支援については、要保護児童対策地域協議会において支援方針等について関係機関と情報共有を図り、被害者やその子どもへの継続的な見守りを行います。

また、学校や保育所等においては、保育教諭、学級担任等が子どもの状況を把握し、継続的に見守ります。

施策コード	Ⅲ-２-（４）-①	**継続**
取　　組	要保護児童対策地域協議会との連携による子どもへの支援の実施	
内　　容	○要保護児童対策地域協議会において、支援方針等について話し合うとともに、情報共有を図り、関係機関と連携して支援を行います。	

施策コード	Ⅲ-２-（４）-②	**継続**
取　　組	乳幼児健診等の実施	
内　　容	○乳幼児健診等により、面接相談と子どもの成長・発達の確認を行うことで、子どもの状況把握と継続支援を行います。ＤＶ被害が疑われる場合は、相談窓口の情報提供を行います。	

施策コード	Ⅲ-２-（４）-③	**継続**
取　　組	学級担任による相談等の実施	
内　　容	○クラス担任等が子どもの状況を把握し、関係機関との連携により継続的に子どもを見守ります。 ○子どもに対して定期的に教育相談を行うことで、家庭から離れた場に子どもが相談しやすい環境をつくります。	

基本目標Ⅳ　ＤＶを許さない意識づくりの推進

施策の基本的方向１．ＤＶ防止に向けた市民・事業所等への啓発

具体的施策（１）冊子やカードなどの啓発グッズの配布

ＤＶ防止啓発冊子やＤＶ被害者サポートカードを市役所や図書館、公民館、病院等の市民が利用する施設に設置します。

また、ＤＶについて正しい知識を深め、ＤＶに早期に気づき、被害者自身が専門機関に相談できるように、相談機関の周知を図ります。

施策コード	Ⅳ-１-（１）-①	継続
取　　組	ＤＶ防止啓発のためのカード等の設置	
内　　容	○ＤＶ防止啓発のリーフレットやＤＶ被害者サポートカードを市内医療機関や公共施設に設置します。	

具体的施策（２）市民向け講演会の開催

男女共同参画社会の実現とともに暴力をうまない社会を目指して、ケーブルテレビでの啓発やセミナー等を実施します。

施策コード	Ⅳ-１-（２）-①	継続
取　　組	男女共同参画セミナーの実施やケーブルテレビを活用した啓発	
内　　容	○性別に関わらず一人ひとりが尊重される地域づくりを目指し、固定的な性別役割分担意識を見直すため、男女共同参画セミナーを実施します。 ○暴力根絶を目指して、市民に向けてケーブルテレビを通じて情報発信を行います。	

具体的施策（３）「女性に対する暴力をなくす運動」の周知

毎年 11 月 12 日から 11 月 25 日は「女性に対する暴力をなくす運動」期間であることを周知し、市民の「女性に対する暴力」についての関心を高め、あらゆる暴力を許さない意識を醸成し暴力の防止につなげます。

施策コード	Ⅳ-１-（３）-①	継続
取　　組	パープルリボンキャンペーンの実施	
内　　容	○ＤＶの予防啓発や相談窓口を周知するため、パープルリボンキャンペーンを実施し、啓発グッズを配布します。 ○児童虐待防止運動のオレンジリボンキャンペーンと一体的に啓発を行うなど、効果的な啓発活動を実施します。	

施策の基本的方向２．子ども・若者に対する予防啓発と相談体制の充実

具体的施策（１）デートＤＶ防止教育・啓発の実施

若者を被害者にも加害者にもせず、交際相手と互いの人権を尊重する関係を築くことができるよう、市内中学生を対象に、デートＤＶ防止授業を実施します。

施策コード	Ⅳ-２-（１）-①	継続
取　　組	デートＤＶ防止授業の実施	
内　　容	○市内中学生を対象に、デートＤＶ防止授業を実施します。 ○市内中学生を対象に、交際相手と互いの人権を尊重する関係を築くことが大切であると学ぶ授業を実施します。	

具体的施策（２）発達段階に応じた教育・啓発の実施

話し合いで問題を解決し、暴力をなくす意識を育むため、子どもの発達段階に応じて「思いやり」や「いたわり」の心を育む人権尊重の教育を進めます。

施策コード	Ⅳ-２-（２）-①	継続
取　　組	人権感覚の醸成や人の思いを大切にする心を育む授業等の実施	
内　　容	○人権感覚を育むためのプログラムを市内園の親子を対象に実施し、幼児期からの人権感覚の醸成に努めます。 ○指導者養成セミナーを受講した保育士、保育教諭が各施設で、実践者としてプログラムを実施できるよう支援を行います。 ○道徳の授業や体験活動等を通して、自分も相手も大切にする心を育みます。 ○広報紙や市ホームページ等を活用し、あらゆる年代に対して啓発を行います。	

具体的施策（３）若年層が相談しやすい環境の整備

生活の中に相談しやすい環境を整備し、相談者が抱え込まず、安心して相談できる環境を整えるとともに、電話や来所以外の相談方法について検討します。

施策コード	Ⅳ-２-（３）-①	拡充
取　　組	若年層が相談しやすい環境の整備	
内　　容	○地域子育て支援拠点事業及び利用者支援事業を行い、子育ての不安や悩みを相談できる場所を提供します。 ○被害者の立場に立って、きめ細やかに相談に応じるとともに、相談者が安心して相談できるよう、電話相談及び来所相談を行います。 ○どなたからの相談にも応じる家庭児童相談室で子どもや若年層の相談にも応じます。 ○国が実施している「ＤＶ相談プラス」の周知を行います。	

※「ＤＶ相談プラス」は、被害者の多様なニーズに対応できるよう、24 時間対応の電話相談に加えて、ＳＮＳ・メール相談、外国語対応やＷＥＢ面談の対応、さらには、全国の民間支援団体のネットワークとも連携し、必要な場合には、関係機関への同行支援や保護まで対応するものです。

施策の基本的方向３．ＤＶに関する調査研究

具体的施策（１）市民への意識調査の実施

ＤＶやデートＤＶに関する市民の意識と被害の実態を把握するため、調査を実施します。

施策コード	Ⅳ-３-（１）-①	**継続**
取　　組	ＤＶやデートＤＶに関する市民意識調査の実施	
内　　容	○ＤＶやデートＤＶに関する市民の意識と被害の実態を把握するため、定期的に（おおよそ５年に１回）市民意識調査を実施します。	

具体的施策（２）災害時におけるＤＶ等被害者の相談対応マニュアルの検討

災害時等、非常時における女性や子どもへの暴力を防止するため、避難所における安全確保や支援体制について避難所運営マニュアルの記載内容の更新・修正を検討します。また、非常時に被害者の情報が加害者に知られることを防ぐために、情報管理の在り方について検討を進めます。

施策コード	Ⅳ-３-（２）-①	**継続**
取　　組	災害時におけるＤＶ相談者の支援の検討	
内　　容	○被害者本人の申出があった場合の対応を検討します。	

具体的施策（３）男性、障害者、高齢者、性的マイノリティ、外国人等の多様な被害者に対する調査・研究

被害者が安心して相談できるよう他市町の状況を調査・研究し、被害者の実態把握に努め、適切な相談体制を検討します。

施策コード	Ⅳ-３-（３）-①	**拡充**
取　　組	男性、障害者、高齢者、性的マイノリティ、外国人等の多様な被害者に対する調査・研究	
内　　容	○担当部署と情報提供を行い、適切な支援方法を検討し、他市町の対応状況を調査します。	

基本目標Ⅴ　連携体制の充実

施策の基本的方向１．庁内連携体制の整備

具体的施策（１）ＤＶ被害者支援対応マニュアルの活用

相談窓口を利用する被害者が、関係職員等からの不適切な対応により、二次的被害が発生しないよう、職員はＤＶ被害者支援対応マニュアルを活用し、ＤＶの正しい認識と被害者への適切な対応を身に付け、被害者が安心して相談できる体制を整えます。

施策コード	Ⅴ-１-（１）-①	継続
取　　組	被害者支援対応マニュアルの更新	
内　　容	○ＤＶの正しい認識と被害者への適切な対応を身に付け、被害者が安心して相談できる体制を整えるために、被害者支援対応マニュアルの整備を毎年行います。	

具体的施策（２）加東市ＤＶ防止ネットワーク会議の開催

加東市ＤＶ防止ネットワーク会議を開催し、被害者支援に関わる職員への研修を行うことにより、ＤＶへの正しい認識と被害者の安全な避難等の対応について共通認識を持ち、庁内の連携体制を確立します。

施策コード	Ⅴ-１-（２）-①	継続
取　　組	加東市ＤＶ防止ネットワーク会議の開催	
内　　容	○ＤＶへの正しい認識と被害者の安全な避難等の対応について共通認識を持ち、庁内の連携体制を確立するために、被害者支援に関わる職員を構成員とした加東市ＤＶ防止ネットワーク会議を開催します。	

施策の基本的方向２．関係機関との連携体制の強化

具体的施策（１）警察や県など関係機関との連携体制の強化

被害者や子どもの安全の確保と生活再建を支援するため、兵庫県女性家庭センター、加東こども家庭センター、警察等と連絡や調整を密に行い、被害者への支援体制を強化します。

また、要保護児童対策地域協議会等を活用して、関係機関との連携や支援について検討します。

施策コード	Ⅴ-２-（１）-①	継続
取　　組	警察や県など関係機関との連携体制の強化	
内　　容	○兵庫県女性家庭センターや警察等の関係機関と連携し、被害者や子どもの安全確保と生活再建のための支援を実施します。	

具体的施策（２）広域的な連携による被害者支援の実施

他市町との広域的な連携により被害者を支援します。

施策コード	Ⅴ-２-（２）-①	継続
取　　組	他市町との連携による被害者支援の実施	
内　　容	○被害者の市外への転出、または市外からの転入の場合において、他市町と広域的な連携により被害者を支援します。	

具体的施策（３）民間の被害者支援団体との連携

民間の被害者支援団体と連携して、ＤＶ防止の啓発や被害者の自立を支援します。

施策コード	Ⅴ-２-（３）-①	継続
取　　組	民間の被害者支援団体との連携	
内　　容	○被害者と子どもが社会で孤立しないよう、民間の被害者支援団体と連携して、ＤＶ防止の啓発や被害者の自立を支援します。	

施策の基本的方向３．支援を担う人材の育成

具体的施策（１）職員に対する教育の実施

被害者の自立支援には、関係各課の連携と切れ目のない支援が必要であるため、ＤＶの特性や被害者支援について、職員への研修の機会を設け、適切な対応を推進します。

施策コード	Ⅴ-３-（１）-①	継続
取　　組	職員を対象としたＤＶ研修の実施	
内　　容	○２年に１度、全職員を対象にＤＶ研修を実施します。	

第５章　計画の推進及び評価

１．計画の推進体制の整備

（１）市の推進体制

本計画を総合的かつ効果的に推進していくために、広範囲かつ多様な施策を進行管理できるよう、加東市ＤＶ防止ネットワーク会議を活用し、内容の充実に努めます。

また、すべての職員が人権尊重と男女共同参画についての理解を深め、あらゆる暴力を許さない意識を高めていきます。

（２）国・県等、関係機関との連携の推進

ＤＶ防止法や困難な問題を抱える女性への支援に関する法律、男女共同参画基本法、「兵庫県ＤＶ防止・被害者保護計画」、「ひょうご男女いきいきプラン 2025（第４次兵庫県男女共同参画計画）」等、法律や国、県が推進する計画等との整合を図り、本計画を推進します。

また、国や県、近隣市町や被害者支援に携わる関連機関等との連携・協力を図るとともに、本計画を推進するにあたり、必要に応じて働きかけを行います。

（３）ＤＶ防止と被害者支援の充実に向けた調査研究

被害者支援に関する研究等の情報を収集し、ＤＶの防止や被害者支援をより効果的なものとするため、必要に応じて本計画に反映します。

また、ＤＶやデートＤＶに関する市民の意識や実態を把握するための意識調査を実施します。収集した情報や意識調査の結果はわかりやすく市民に伝え、啓発を図ります。

２．計画の進捗管理と数値目標

（１）計画の進捗管理

各担当部署での取組状況については、ＰＤＣＡサイクルの手法を用いて、各年度において、計画期間を通した取組の進捗状況を確認・評価することにより、必要に応じて見直しを図り、次期計画の検討において、社会情勢や市民意識の変化などを踏まえ活用していきます。

（２）数値目標

本計画を着実に推進していくため、次のとおり数値目標を設定します。

目標項目	現状値 2021（R3）年度	目標値 2027（R9）年度
被害者が「どこ（だれ）にも相談しなかった」割合	53.7%	45%
相談窓口の周知回数	年１回	年１回以上
市民のデートＤＶの認知度（知っている人の割合）	50.1%	55%
高校生のデートＤＶの認知度（知っている人の割合）	68.5%	75%
パープルリボンキャンペーンの街頭啓発実施回数	年１回	年３回以上
人権感覚を育むためのプログラム開催回数（講座開催）	年３回	年３回以上
加東市ＤＶ防止ネットワーク会議の開催	年１回	年１回以上

資料編

Ⅰ．関係法令

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

（平成十三年四月十三日法律第三十一号）
最終改正：令和四年六月一七日法律第六八号

目次

前文
第一章 総則（第一条・第二条）
第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等(第二条の二・第二条の三)
第二章 配偶者暴力相談支援センター等（第三条―第五条）
第三章 被害者の保護（第六条―第九条の二）
第四章 保護命令（第十条―第二十二条）
第五章 雑則（第二十三条―第二十八条）
第五章の二 補則（第二十八条の二）
第六章 罰則（第二十九条・第三十条）
附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章　総則

（定義）

第一条　この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2　この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3　この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

（国及び地方公共団体の責務）

第二条　国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二　基本方針及び都道府県基本計画等

（基本方針）

第二条の二　内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2　基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三　その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3　主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4　主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（都道府県基本計画等）

第二条の三　都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための

施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2　都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

二　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項

三　その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3　市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4　都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5　主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章　配偶者暴力相談支援センター等

（配偶者暴力相談支援センター）

第三条　都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2　市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3　配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

一　被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二　被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

三　被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条及び第八条の三において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

四　被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五　第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六　被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4　前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5　配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

（婦人相談員による相談等）

第四条　婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

（婦人保護施設における保護）

第五条　都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章　被害者の保護

（配偶者からの暴力の発見者による通報等）

第六条　配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2　医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3　刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4　医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

（配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等）

第七条　配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

（警察官による被害の防止）

第八条　警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（警察本部長等の援助）

第八条の二　警視総監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。）又は警察署長は、配偶者か

らの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

（福祉事務所による自立支援）

第八条の三　社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（被害者の保護のための関係機関の連携協力）

第九条　配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

（苦情の適切かつ迅速な処理）

第九条の二　前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章　保護命令

（保護命令）

第十条　被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時において被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

一　命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。

二　命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

2　前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

一　面会を要求すること。

二　その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三　著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

四　電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。

五　緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。

六　汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七　その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八　その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

3　第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起

算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4　第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

5　前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

第十一条　前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2　前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

一　申立人の住所又は居所の所在地

二　当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（保護命令の申立て）

第十二条　第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

一　配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況

二　配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいと認めるに足りる申立ての時における事情

三　第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

四　第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

五　配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ　当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ　相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ　相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ　相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2　前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第十三条　裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第十四条　保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2　申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3　裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（保護命令の申立てについての決定等）

第十五条　保護命令の申立てについての決定には、理由を付さ

なければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2　保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3　保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視総監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4　保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

5　保護命令は、執行力を有しない。

（即時抗告）

第十六条　保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2　前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3　即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4　前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5　前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6　抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7　前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8　前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

（保護命令の取消し）

第十七条　保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2　前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3　第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

（第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て）

第十八条　第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2　前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

（事件の記録の閲覧等）

第十九条　保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあっては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

（法務事務官による宣誓認証）

第二十条　法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地

方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。

（民事訴訟法の準用）

第二十一条　この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第百九号）の規定を準用する。

（最高裁判所規則）

第二十二条　この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章　雑則

（職務関係者による配慮等）

第二十三条　配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

２　国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

（教育及び啓発）

第二十四条　国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

（調査研究の推進等）

第二十五条　国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

（民間の団体に対する援助）

第二十六条　国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

（都道府県及び市の支弁）

第二十七条　都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一　第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）

二　第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用

三　第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用

四　第五条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

２　市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

（国の負担及び補助）

第二十八条　国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

２　国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一　都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの

二　市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二　補則

（この法律の準用）

第二十八条の二　第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者（第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手
第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

第六章　罰則

第二十九条　保護命令（前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条　第十二条第一項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項（第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附　則　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

（検討）

第三条　この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附　則　（平成一六年六月二日法律第六四号）

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条　この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

２　旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第十条第一項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

（検討）

第三条　新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附　則　（平成一九年七月一一日法律第一一三号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条　この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附　則　（平成二五年七月三日法律第七二号）　抄

（施行期日）

１　この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附　則　（平成二六年四月二三日法律第二八号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第一条中次世代育成支援対策推進法附則第二条第一項の改正規定並びに附則第四条第一項及び第二項、第十四条並びに第十九条の規定　公布の日

二　第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定　平成二十六年十月一日

附　則　（令和元年六月二六日法律第四六号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　附則第四条、第七条第一項及び第八条の規定　公布の日

（その他の経過措置の政令への委任）

第四条　前二条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（検討等）

第八条　政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第六条第一項及び第二項の通報の対象となる同条第一項に規定する配偶者からの暴力の形態並びに同法第十条第一項から第四項までの規定による命令の申立てをすることができる同条第一項に規定する被害者の範囲の拡大について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

２　政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第一条第一項に規定する配偶者からの暴力に係る加害

者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附　則　（令和四年五月二五日法律第五二号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　次条並びに附則第三条、第五条及び第三十八条の規定　公布の日

（政令への委任）

第三十八条　この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附　則　（令和四年六月一七日法律第六八号）　抄

（施行期日）

1　この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第五百九条の規定　公布の日

２．加東市配偶者等暴力対策基本計画策定委員会設置要綱

平成２９年３月１日
加東市告示第１３号

（設置）

第１条　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成１３年法律第３１号）第２条の３第３項の規定により、加東市配偶者等暴力対策基本計画（以下「計画」という。）を策定し、及び検証するため、加東市配偶者等暴力対策基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条　委員会は、計画の策定及び検証に関する必要な事項について、調査審議する。

（組織）

第３条　委員会は、委員１０人以内で組織する。

２　委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

（1）　学識経験者

（2）　各種団体の代表者又はその団体が推薦した者

（3）　教育関係者

（4）　公募による市民

（5）　前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

（委員の任期）

第４条　委員の任期は２年とする。ただし、再任を妨げない。

２　市長は、委員が任期途中で欠けたときは、補欠の委員を委嘱する。

３　補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第５条 委員会に委員長及び副委員長１人を置く。

２　委員長は、委員の互選によるものとし、副委員長は委員長が指名する。

３　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第６条 委員会は委員長が招集する。ただし、委員長（その職務を代理する副委員長を含む。）が定まっていないときは、市長が招集する。

２　会議の議長は、委員長がこれに当たる。

３　委員会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

４　委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

５　委員長は、必要があると認めたときは、委員会の会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

（庶務）

第７条 委員会の庶務は、健康福祉部福祉総務課において処理する。

（その他）

第８条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成２９年４月１日から施行する。

３．加東市配偶者等暴力対策基本計画策定委員会名簿

所属等	氏名	備考
国立大学法人　兵庫教育大学	◎海野　千畝子	教授
社会福祉法人　加東市社会福祉協議会	○岩崎　吉泰	事務局長
兵庫県加東警察署	田中　和宏	刑事生活安全課　生活安全係長
兵庫県　女性家庭センター	安達　満	相談・支援課長
NPO 法人女性と子ども支援センター ウィメンズネット・こうべ	茂木　美知子	理事
北播人権擁護委員協議会　加東部会	新谷　裕亮	部会長
加東市教育委員	別惣　裕美子	
加東市民生児童委員連合会	椹本　喜己世	
公募委員	大城戸　聡子	令和４年４月１日～令和４年 10 月 31 日

◎委員長　○副委員長

４．第３次加東市配偶者等暴力（ＤＶ）対策基本計画策定経過

2021（令和３）年度

年月日	会議名等	内容
2021（令和３） 年 ８月４日	令和３年度第１回加東市配偶者等暴力対策基本計画策定委員会	（１）第２次加東市配偶者等暴力（ＤＶ）対策基本計画に基づき実施した令和２年度のＤＶ対策事業の内容についての評価及び分析 （２）第３次加東市配偶者等暴力（ＤＶ）対策基本計画に係る意識調査の内容についての検討
2021（令和３）年 ９月１日～ ９月16 日	ＤＶに関する市民意識調査の実施	・市民：4,000 人対象 回収数 1,557 票（38.9%） ・高校生：700 人対象 回収数 559 票（79.9%）
2021（令和３） 年 12 月１日	令和３年度第２回加東市配偶者等暴力対策基本計画策定委員会	（１）第３次加東市配偶者等暴力（ＤＶ）対策基本計画に係る意識調査の結果及び分析についての検討
2022（令和４） 年 ２月１日	令和３年度第３回加東市配偶者等暴力対策基本計画策定委員会	（１）第３次加東市配偶者等暴力（ＤＶ）対策基本計画骨子案についての検討

2022（令和４）年度

年月日	会議名等	内容
2022（令和４）年 ７月 27 日	令和４年度第１回加東市配偶者等暴力対策基本計画策定委員会	（１）第３次加東市配偶者等暴力（ＤＶ）対策基本計画の内容についての検討
2022（令和４）年 ９月 27 日	令和４年度第２回加東市配偶者等暴力対策基本計画策定委員会	（１）第３次加東市配偶者等暴力（ＤＶ）対策基本計画の内容についての検討
2022（令和４）年 11 月１日	令和４年度第３回加東市配偶者等暴力対策基本計画策定委員会	（１）第３次加東市配偶者等暴力（ＤＶ）対策基本計画の内容についての検討
2022（令和４）年 12 月６日～ 2023（令和５）年 １月４日	パブリックコメントの実施	第３次加東市配偶者等暴力（ＤＶ）対策基本計画について市民から意見を募集
2022（令和５）年 ２月１日	令和４年度第４回加東市配偶者等暴力対策基本計画策定委員会	（１）第３次加東市配偶者等暴力（ＤＶ）対策基本計画の内容についての検討

５．用語解説

【あ行】

用語	説明
一時保護	被害者が暴力を避けるために家を出たいと思っていても、加害者に知られずに身を寄せる場所がない場合等において、緊急に保護が必要な被害者を一時的に保護することを言います。

【か行】

用語	説明
こども家庭センター（児童相談所）	児童福祉法第 12 条に定められている児童相談所で、兵庫県が設置する相談窓口です。

【さ行】

用語	説明
児童虐待	子どもに意図的に身体的・精神的苦痛を与える行為のことを言い、性的虐待、育児放棄、情緒的虐待（ことばによる虐待や心的外傷を残すような懲罰など）等を含みます。また、世界保健機関（ＷＨＯ）は、商業的その他の搾取（児童労働や児童売春等）を児童虐待の範疇に加えています。 〇身体的虐待：殴る、蹴る、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせる、首を絞める、縄等により一室に拘束するなどの行為を言います。 〇性的虐待：子どもへの性的行為、性的行為を見せる、性器を触る又は触らせる、ポルノグラフィの被写体にするなどの行為を言います。 〇ネグレクト：家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、重い病気になっても病院に連れて行かないなどの行為を言います。 〇心理的虐待：言葉による脅し、無視、きょうだい間での差別的扱い、子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう（ドメスティック・バイオレンス：ＤＶ）などの行為を言います。
スクールカウンセラー	児童生徒の臨床心理に関して専門的な知識や経験を有し、学校に配置されている臨床心理士等の専門家で、児童生徒の不登校や問題行動等の様々な相談に応じて心のケア等を行っています。
性的マイノリティ	性別を「男」と「女」のどちらかに規定したり、異性愛が当たり前とみなす固定的な考えのもとで、性自認や性的指向が従来の考えと異なることによって差別を受けたり、社会的に不利な立場にある人を言います。具体的には、同性愛者、両性愛者、非性愛者、無性愛者、全性愛者、性同一性障害者等が含まれます。

【た行】

用語	説明
男女共同参画社会	男女共同参画社会基本法では、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成すること」と定義されています。また、性別を理由に不当に排除されてきた事柄への参加促進のため、性差別をなくし、様々な制度を整備する社会のことを言います。女性の職業への参加と、男性の家庭への参加を促す施策が主題となっていますが、女性への暴力の根絶や男女共同参画による地域社会の活性化等、あらゆる分野が対象になっています。
デートＤＶ	ＤＶ（「ＤＶ」を参照）のうち婚姻関係のない交際相手（または元交際相手）から受ける暴力のことです。身体への暴力だけでなく、言葉や態度で相手を支配することも暴力に含まれます。
ドメスティック・バイオレンス（ＤＶ）	「Domestic Violence」の略で、配偶者や交際相手等配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から受ける暴力のことを言います。身体への暴力だけでなく、言葉や態度で相手を支配することも暴力に含まれます。 〇身体的暴力：なぐる、ける、たたく、物を投げつける、押さえつけるなどの行為を言います。 〇性的暴力：性行為を無理強いする、避妊に協力しない、ポルノビデオを無理に見せるなどの行為を言います。 〇精神的暴力：バカにする、おどす、何を言っても無視するなどの行為を言います。 〇社会的暴力：つきあいを制限する、電話やメールをチェックするなど（社会的に隔離し、孤立させる行為）の行為を言います。 〇経済的暴力：生活費を渡さない、仕事をさせない、収入を取り上げるなどの行為を言います。

【な行】

用語	説明
二次的被害	被害者が被害後に周囲からの様々な言動によって、さらに傷つけられることを言います。

【は行】

用語	説明
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（ＤＶ防止法）	配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的とする法律です。配偶者には婚姻の届出をしていない「事実婚」を含みますが、2013（平成 25）年の改正により、生活の本拠を共にする交際相手もこの法律の保護の対象となりました。
配偶者暴力相談支援センター	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を目的として、相談や相談機関の紹介、カウンセリング、被害者等の安全の確保及び一時保護、被害者の自立生活促進・保護命令制度・保護施設利用等の援助を行う機関です。
兵庫県女性家庭センター（婦人相談所）	売春防止法第 34 条に基づき各都道府県に設置されている兵庫県の婦人相談所です。ＤＶ防止法の制定により、配偶者暴力相談支援センター機能を担う施設の一つとして位置づけられました。
保護命令制度	被害者から申立を受けた地方裁判所が、配偶者等からの身体に対する暴力により、被害者の生命または身体に重大な危害を受けるおそれが大きいと認めたとき、当該配偶者等に保護命令を発令する制度です。保護命令には、被害者等への接近禁止命令、被害者への電話等禁止命令、退去命令があります。

【や行】

用語	説明
要保護児童対策地域協議会	虐待を受けた児童だけでなく、非行児童、障がいを持つ児童等の要保護児童を早期発見・早期対応することを目的に設置された、市が運営する機関です。こども家庭センター（児童相談所）や警察、認定こども園、学校等の関係機関が子どもや家庭に関する情報を共有して、支援内容を協議し、連携して支援しています。

第３次加東市配偶者等暴力（ＤＶ）対策基本計画

発行日 令和５年３月
発　行　加東市
編　集　加東市健康福祉部福祉総務課
〒673-1493
兵庫県加東市社 50 番地
TEL：0795-43-0408　FAX：0795-42-6862
URL：https://www.city.kato.lg.jp/